



Daiichi-Sankyo

イノベーションに情熱を。
ひとに思いやりを。

第15回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月15日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

会場 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する賞与支給の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

- 新型コロナウイルスの感染が拡大しております。株主様・ご家族様の安全を第一にお考えいただき書面・インターネットによる議決権行使をご検討ください。
- 株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際は必ずご確認ください。第一三共 株主総会 検索
- 来場記念のお土産のご用意はございません。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

目次

P.1	招集ご通知
P.4	株主総会参考書類
P.15	事業報告
P.15	1. 当社グループの現況に関する事項
P.29	2. 株式に関する事項
P.30	3. コーポレートガバナンスに関する事項
P.37	4. 会計監査人に関する事項
P.38	連結計算書類
P.39	計算書類
P.40	監査報告書



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/4568/>



インターネットまたは書面等による議決権行使期限

2020年6月12日（金曜日）17時30分まで

▶ 詳細は3頁をご参照ください。

第一三共株式会社 証券コード 4568

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より当社に対し、ご支援・ご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

まずはこの度、新型コロナウイルスに罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、医療関係者をはじめ、感染症の拡大防止・収束に向けて、最前線でご尽力頂いている方々に心より感謝申し上げます。

当社グループは、2025年ビジョン『がんに強みを持つ先進的グローバル創薬企業』の実現に向かって歩みを進めています。がん事業の中核と期待する、当社独自の抗体薬物複合体(ADC)技術を活かしたDS-8201は、HER2陽性転移性乳がんの3次治療を適応として、2020年1月に米国において製品名「ENHERTU」として新発売しました。患者さんへの最初の投薬から約4年3ヶ月と、極めて短期間での承認取得、販売開始でした。続いて、日本においても3月に製品名「エンハーツ」として承認を取得しました。今後も、適応拡大に向けた臨床試験の推進と共に販売国を拡大し、エンハーツを1日でも早く、一人でも多くのがん患者さんにお届けできるよう取り組んでまいります。

エンハーツと共に、同じADC技術を活かしたDS-1062とU3-1402への期待も高まる中、これら3つのADCに経営資源を優先投入してそれぞれの価値極大化を図ると共に、引き続きこれまでの研究成果を活かし、新たな治療法を生み出す革新的な創薬を目指していきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

2020年5月11日



代表取締役社長兼CEO

真鍋 淳

第15回定時株主総会招集ご通知

1

日時

2020年6月15日(月曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

2

場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル3階

「ロイヤルホール」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3

株主総会の目的事項

報告事項

- 第15期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第15期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する賞与支給の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役を除く)の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

お知らせ

1. 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面的ご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. インターネット開示に関する事項

■次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ① 事業報告の新株予約権等の状況
- ② 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

監査役会が監査した事業報告、会計監査人及び監査役会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載の上記事項とで構成されています。

■株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.daiichisankyo.co.jp/ir/information/shareholder/>

3. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、今回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、スマートフォン又はパソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。(携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください) 以上

株主様へのお願い

日本政府による緊急事態宣言等を受けて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。

こうした状況を踏まえ、当社では慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、期末基準日株主様への剰余金配当を含む決議事項の審議をいただくため、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から株主様・ご家族様の安全を第一にお考えいただき、極力、**インターネットまたは書面により事前の議決権行使**をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。**

事前行使の方法については、3頁をご参照ください。

株主総会動画のオンデマンド配信

当日の株主総会の議事進行については、質疑応答を含め、当社ウェブサイトにおいて後日オンデマンド配信を行う予定です。ご活用ください。

ご来場される場合

- ・同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・ご自身の体調を十分に確認のうえ、**マスクの持参・着用**をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のための**アルコール消毒液**を配備いたします。
- ・発熱が認められる方、体調不良とみられる方、海外から帰国後14日が経過していない方の入場はお断りする場合がございます。入場にあたって**検温**を行う場合がありますことをご了承ください。
- ・座席の間隔拡張や換気のためのドア開放等、感染防止を第一としたレイアウト変更を行うため、十分な座席が確保できず満席となった場合には、入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
- ・株主総会の議長、役員並びに運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく可能性がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・来場記念のお土産のご用意はございません。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際は必ずご確認ください。



インターネット・書面での事前の議決権行使で株主総会に参加できます

お手元に議決権行使書用紙をご用意ください。



行使期限 2020年6月12日(金曜日) 午後5時30分 受付／到着分まで

インターネットによる議決権行使

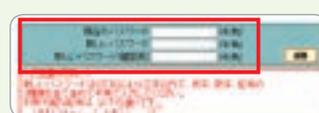
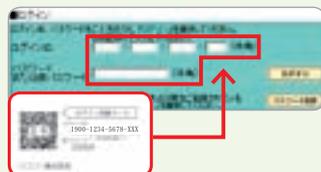
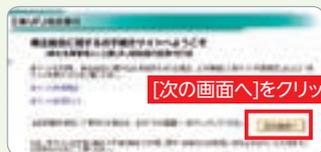
ポストまで出かける手間が省け、いつでも簡単に行使いただけます。さらにスマートフォンなら、QRコードを読み取るだけの簡単ステップで行使いただけます。



書面による議決権行使

パソコンから

- 1 アドレスバーに<https://evote.tr.mufg.jp/>と入力するか、検索欄に「議決権行使 三菱UFJ」と入力

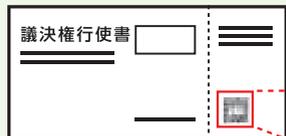


- 2 議決権行使ウェブサイトへアクセス後、「次の画面へ」をクリック

- 3 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

- 4 「新しいパスワード」を設定

スマートフォンから



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。



- 1 お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

- 2 議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

- 3 画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により郵便物が遅延する可能性もございます。早めのご投函をお願い申し上げます。

機関投資家の皆様へ

当社は株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

複数回行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合 → インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権行使された場合 → 最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ご注意事項

- 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) へのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- 午前2時から午前5時までは保守・点検のため取り扱いを休止させていただきます。

三菱UFJ信託銀行 証券代行部
(ヘルプデスク)

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

0120-173-027

受付時間9:00~21:00 (通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な施策の一つとして位置付け、安定的配当に努めております。

当期におきましては、2019年12月2日に中間配当として1株当たり35円を実施しており、期末配当35円と合計で1株当たり年70円の配当を予定しております。

つきましては、当事業年度の期末配当につきまして、次のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の

割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 35円
総額 22,682,371,285円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月16日（火曜日）

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名（年齢）	在任年数	取締役会出席回数
1	再任	 まなべ すなお 眞鍋 淳 (満65歳)	6年	13/13回 (100%)
2	再任	 さい としあき 齋 寿明 (満65歳)	5年	13/13回 (100%)
3	再任	 きむら さとる 木村 悟 (満62歳)	1年	10/10回 (100%)
4	再任	 うじ のりたか 宇治 則孝 (満71歳) ● ● 独立 社外	6年	13/13回 (100%)
5	再任	 ふくい つぐや 福井 次矢 (満68歳) ● ● 独立 社外	5年	13/13回 (100%)
6	再任	 かま かずあき 釜 和明 (満71歳) ● ● 独立 社外	1年	10/10回 (100%)
7	再任	 のはら さわこ 野原 佐和子 (満62歳) ● ● 独立 社外	1年	10/10回 (100%)
8	新任	 おおつき まさひこ 大槻 昌彦 (満60歳)	—	—
9	新任	 ひらしま しょうじ 平島 昭司 (満59歳)	—	—

● 再任取締役候補者
 ● 新任取締役候補者
 ● 独立 東京証券取引所届出独立役員
 ● 社外 社外取締役候補者

注1) 各候補者と当社に、特別な利害関係はありません。

2) 社外取締役候補者の宇治則孝氏、福井次矢氏、釜和明氏及び野原佐和子氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準（10頁）を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

3) 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。各社外取締役候補者の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を締結する予定です。

4) 取締役候補者の年齢は、本株主総会終結時の満年齢となります。

5) 木村悟氏、釜和明氏及び野原佐和子氏の取締役会の出席回数は、当事業年度に開催された取締役会のうち、2019年6月17日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

候補者番号

1

まなべ
眞鍋すなお
淳

再任

生年月日：1954年8月5日生（満65歳）
取締役在任年数：6年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：37,390株
取締役会への出席状況：13/13回（100%）**取締役候補者とする理由**

研究、開発、海外事業、総務人事、経営戦略、国内外営業、メディカルアフェアーズ等に携わるとともに、2014年より取締役、2017年より代表取締役社長兼COO、2019年より代表取締役社長兼CEOを務めております。その豊富な経験と知見を当社取締役会において引き続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

1978年 4月	三共株式会社入社	2016年 4月	当社取締役副社長執行役員総務・人事本部長 兼メディカルアフェアーズ本部長
2005年 7月	同社安全性研究所長	2016年 6月	当社代表取締役副社長執行役員総務・人事本部長 兼メディカルアフェアーズ本部長
2007年 4月	当社安全性研究所長	2017年 4月	当社代表取締役社長兼COO社長執行役員
2009年 4月	当社執行役員研究開発本部プロジェクト推進部長	2019年 6月	当社代表取締役社長兼CEO社長執行役員（現任）
2011年 4月	当社執行役員グループ人事担当兼グループCSR担当		
2012年 4月	当社執行役員戦略本部経営戦略部長		
2014年 4月	当社常務執行役員日本カンパニープレジデント 兼事業推進本部長		
2014年 6月	当社取締役常務執行役員日本カンパニープレジデント 兼事業推進本部長		
2015年 4月	当社取締役専務執行役員国内外営業管掌		

注）眞鍋 淳氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。



候補者番号

2

さい
齋
としあき
寿明

再任

生年月日：1955年3月25日生（満65歳）
取締役在任年数：5年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：21,500株
取締役会への出席状況：13/13回（100%）**取締役候補者とする理由**

海外事業、広報・IR、経営戦略、製品戦略等に携わるとともに、2015年より取締役、2018年より代表取締役副社長兼CFOを務めております。その豊富な経験と知見を当社取締役会において引き続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

1979年 4月	第一製薬株式会社入社	2018年 6月	当社代表取締役副社長兼CFO 副社長執行役員経営戦略本部長（現任）
2007年 4月	当社MS推進部長		
2008年 4月	当社コーポレートコミュニケーション部長		
2010年 4月	当社執行役員コーポレートコミュニケーション部長		
2012年 4月	当社執行役員戦略本部製品戦略部長		
2014年 4月	当社常務執行役員戦略本部経営戦略部長		
2015年 4月	当社専務執行役員戦略本部長		
2015年 6月	当社取締役専務執行役員戦略本部長		
2017年 4月	当社取締役専務執行役員製品戦略本部長		
2018年 4月	当社取締役副社長兼CFO 副社長執行役員経営戦略本部長		

注）齋 寿明氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。



候補者番号 **3** **木村 悟** **再任** 生年月日：1957年9月27日生（満62歳） 所有する当社の株式数：19,789株
 取締役在任年数：1年（本株主総会最終時） 取締役会への出席状況：10/10回（100%）
 (2019年6月就任後)

取締役候補者とする理由

医薬営業に携わり、2014年より執行役員、2019年より取締役を務めております。医薬営業本部長としての豊富な経験と知見を当社取締役会において引き続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

- 1981年 4月 第一製薬株式会社入社
- 2009年 4月 当社日本カンパニー医薬営業本都支店長
- 2014年 4月 当社執行役員日本カンパニー医薬営業本部長兼マーケティング部長
- 2015年 4月 当社常務執行役員医薬営業本部長
- 2016年 4月 当社専務執行役員医薬営業本部長
- 2019年 6月 当社取締役専務執行役員医薬営業本部長（現任）

注）木村 悟氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。



候補者番号 **4** **宇治 則孝** **再任** **独立** **社外** 生年月日：1949年3月27日生（満71歳） 所有する当社の株式数：3,900株
 取締役在任年数：6年（本株主総会最終時） 取締役会への出席状況：13/13回（100%）

社外取締役候補者とする理由

情報通信分野に関する専門知識や会社経営者としての経験に基づく企業経営全般に関する識見から必要又は有益な発言を適宜行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

- 1973年 4月 日本電信電話公社入社
- 1999年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役
新世代情報サービス事業本部長
- 2000年 9月 同社取締役経営企画部長
- 2001年 6月 同社取締役産業システム事業本部長
- 2002年 4月 同社取締役法人ビジネス事業本部長
- 2003年 6月 同社常務取締役法人システム事業本部長
兼法人ビジネス事業本部長
- 2005年 6月 同社代表取締役常務執行役員
- 2007年 6月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長
- 2012年 6月 同社顧問
- 2014年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 横河電機株式会社社外取締役
- 公益社団法人企業情報化協会名誉会長
- 一般社団法人日本テレワーク協会名誉会長
- 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター客員教授

- 注 1) 宇治則孝氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
- 2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準(10頁)を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
- 3) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。



候補者番号

5 福井 次矢

再任 独立 社外

生年月日：1951年6月24日生（満68歳）
取締役在任年数：5年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：8,700株
取締役会への出席状況：13/13回（100%）

社外取締役候補者とする理由

医学者としての専門知識と識見から必要又は有益な発言を適宜行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

1992年 1月 佐賀医科大学附属病院総合診療部教授
1994年 3月 京都大学医学部附属病院総合診療部教授
1999年 4月 同大学大学院医学研究科内科臨床疫学教授
2000年 4月 同大学大学院医学研究科内科臨床疫学教授
兼社会健康医学系専攻健康情報学教授兼専攻長
2001年 2月 同大学大学院医学研究科内科臨床疫学教授
兼社会健康医学系専攻健康情報学教授
兼専攻長兼EBM共同研究センター長
2004年 9月 聖路加国際病院内科（一般内科）医長・副院長
2005年 4月 聖路加国際病院院長（現任）
2012年 4月 学校法人聖路加看護学園（現 聖路加国際大学）理事長
2015年 6月 当社社外取締役（現任）
2016年 4月 聖路加国際大学学長

重要な兼職の状況

- 聖路加国際病院院長
- 一般社団法人日本病院会常任理事
- 特定非営利活動法人日本医学図書館協会会長

注1) 福井次矢氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準(10頁)を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。



候補者番号

6 釜 和 明

再任 独立 社外

生年月日：1948年12月26日生（満71歳）
取締役在任年数：1年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：200株
取締役会への出席状況：10/10回（100%）
（2019年6月就任後）

社外取締役候補者とする理由

総合重工業メーカーにおける会社経営者としての経験に基づく企業経営全般に関する識見および財務に関する専門知識から、必要又は有益な発言を適宜行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

1971年 7月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社
1987年 6月 米国IHI INC. 副社長
2002年 7月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）理事
財務部次長・資金グループ担当部長
2004年 6月 同社執行役員財務部長
2005年 4月 同社常務執行役員財務部長
2005年 6月 同社取締役 常務執行役員財務部長
2007年 4月 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者
2012年 4月 同社代表取締役会長
2016年 4月 同社取締役
2016年 6月 同社相談役
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
2020年 4月 株式会社IHI特別顧問（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社IHI特別顧問
- 住友生命保険相互会社社外取締役
- 株式会社東京証券取引所社外監査役

注1) 釜和明氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2) 同氏が2005年6月から2016年6月まで取締役を務めていた株式会社IHIは、同氏の取締役在任中、民間航空機エンジン整備事業において、不適切な作業が行われていたことが判明しました。これに対し、2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省より、航空法に基づく業務改善命令を受けました。
3) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準(10頁)を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
4) 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。



候補者番号 **7** のはら さわこ **野原 佐和子**

再任 独立 社外

生年月日：1958年1月16日生（満62歳）
取締役在任年数：1年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数：100株
取締役会への出席状況：10/10回（100%）
（2019年6月就任後）

社外取締役候補者とする理由

IT・事業戦略・マーケティング戦略に関わる専門知識や会社経営者としての経験に基づく企業経営全般に関する識見から、必要又は有益な発言を適宜行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

1980年 4月 株式会社三菱油化（現 三菱ケミカル株式会社）入社
1988年12月 株式会社生活科学研究所入社
1995年 7月 株式会社情報通信総合研究所入社
1998年 7月 同社ECビジネス開発室長
2001年12月 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現任）
2006年 6月 日本電気株式会社社外取締役
2009年10月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
2012年 6月 株式会社損害保険ジャパン社外監査役
2013年 6月 NKSJホールディングス株式会社
（現 SOMPOホールディングス株式会社）社外取締役（現任）
2014年 6月 日本写真印刷株式会社（現 NISSHA株式会社）社外取締役
2014年 6月 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役（現任）
2018年 6月 東京ガス株式会社社外監査役（現任）
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
2020年 4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
- 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任教授
- SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
- 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役
- 東京ガス株式会社社外監査役

- 注1) 野原佐和子氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
- 2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準(10頁)を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
- 3) 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。



候補者番号 **8** おおつき まさひこ **大槻 昌彦**

新任

生年月日：1959年10月13日生（満60歳）
所有する当社の株式数：14,557株

取締役候補者とする理由

研究開発、海外事業、事業開発、デジタルトランスフォーメーション（DX）等に携わり、2014年から執行役員を、2020年4月から当社グループCIO（Chief Information Officer）を務めております。その豊富な経験と知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

1987年 4月 三共株式会社入社
2010年 4月 当社研究開発本部研究開発企画部長
2012年 4月 当社研究開発本部研究担当部長
2013年 4月 当社研究開発本部研究統括部長
2014年 4月 当社執行役員研究開発本部研究統括部長
2018年 4月 当社執行役員事業開発部長
2019年 4月 当社常務執行役員事業開発部長
2020年 4月 当社専務執行役員DX推進本部長（現任）

注) 大槻昌彦氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。



候補者番号

9

ひらしま

平島

しょうじ

昭司

新任

生年月日：1961年3月6日生（満59歳）

所有する当社の株式数：17,593株

取締役候補者とする理由

研究開発、海外事業、経営戦略、製品戦略、オンコロジー事業戦略等に携わるとともに、2017年より執行役員を務めております。その豊富な経験と知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役候補者としました。

略歴、地位及び担当（2020年5月11日現在）

1988年 4月 第一製薬株式会社入社
2010年 4月 U3 Pharma GmbH CEO
2015年 4月 当社戦略本部経営戦略部長
2016年 4月 当社戦略本部経営戦略部長兼オンコロジー事業グループ長
2017年 4月 当社執行役員経営戦略本部経営推進部長
2019年 4月 当社常務執行役員製品戦略本部長
2020年 4月 当社専務執行役員製品戦略本部長（現任）

注）平島昭司氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。



ご参考 役員候補者の要件と選定手続

- 取締役候補者は、人格・識見に優れ、当社グループの企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
- 取締役候補者は、経営方針等の継続性を尊重しつつも、経営環境の変化を見据えた適時的確な判断が行えるよう、就任期間や年齢等においても適切であることを要件としております。
- 取締役候補者には、多様な視点に基づく決定機能の強化と、執行に対する監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役が含まれていることを要件としております。
- 社外取締役候補者は、企業経営、医学・薬学、法律・行政、財務・会計等の分野において国内外にわたる専門知識・経験・識見に優れた人材であることを要件としております。
- 取締役候補者の選定にあたっては、メンバーの過半数を社外取締役で構成する指名委員会において十分に審議された上で、取締役会において選定しております。

ご参考 社外役員としての独立性判断基準

当社は、取締役候補者の選定にあたっては、多様な視点に基づく決定機能の強化と、執行に対する監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役に該当する人材を含めることとし、社外役員（社外取締役及び社外監査役）は、当社からの独立性を確保していることを要件としております。

「社外役員としての独立性判断基準」については、2014年3月31日の取締役会及び監査役会において、以下のとおり決議しております。

1. 次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該取締役及び監査役は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
 - (1) 以下に該当する本人又はその近親者（2親等内の親族を意味するものとする。以下同じ。）
 - ① 当社及び当社の親会社、兄弟会社、子会社の現在及び過去における業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役員及び執行役員等その他の使用人をいう。ただし、近親者との関係においては重要な者に限るものとする。以下同じ。）
 - ② コンサルタント、法律専門家、会計専門家又は医療関係者等として、当該個人が過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、当社から1,000万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く。）を受けている者
 - (2) 以下に該当する法人その他の団体に現在及び過去10年間に於いて業務執行者として在籍している本人又はその近親者
 - ① 取引関係
 - (a) 当社グループからの、又は、当社グループに対する製品や役務の提供の対価としての取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、いずれかの会社の連結売上高の2%を超える取引先

- (b) コンサルティング・ファーム、法律事務所、監査法人、税理士法人、学校法人等であって、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、その総収入額に占める当社グループからの支払い報酬等の割合が10%を超える取引先
 - (c) 直前事業年度末における当社グループの借入額が、当社連結総資産の10%を超える借入先
- ② 主要株主
 独立性を判断する時点において、当社の主要株主である会社その他の法人、又は当社が主要株主となっている会社。主要株主とは、発行済株式総数の10%以上を保有している株主をいう。
 - ③ 寄付先
 当社からの寄付金、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、1,000万円を超え、かつ、当該法人その他の団体の総収入額の2%を超える寄付先
 - ④ 会計監査人
 現在及び過去3事業年度において当社グループの会計監査人である監査法人
 - ⑤ 相互就任関係
 当社の業務執行者が、現任の社外取締役又は社外監査役をつとめている上場会社
2. 前項のいずれかに該当する場合であっても、取締役会又は監査役会において総合的な検討を行い、独立性を確保していると判断する場合には、社外役員の要件に問題がないと判断することがある。

第2号議案が承認された場合の社外役員体制

	氏名	在任年数	指名委員会	報酬委員会	主な専門性・バックグラウンド			
					企業経営 情報通信	医学薬学	法律行政	財務会計
社外取締役	宇治 則孝	6年	○	○				
	福井 次矢	5年	○	○		医学		
	金 和明	1年	○	○	重工業			財務
	野原 佐和子	1年	○	○	ITビジネス			
社外監査役	泉本 小夜子	3年		□				会計士
	樋口 建史	2年	□				行政外交官	
	今津 幸子	2年					弁護士	

※○委員 □オブザーバー

第3号議案 取締役に対する賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役を除きます。）に対し、当事業年度における業績等を勘案して、役員賞与と総額202百万円を支給したいと存じます。

また、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一願いたいと存じます。

ご参考 役員報酬の基本設計と2019年度業績連動賞与の内訳

- 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、企業価値の最大化に寄与することを目的に設計しており、固定報酬である基本報酬の他に、変動報酬として短期インセンティブとなる業績連動賞与及び長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬を採用しております。各報酬の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、基本報酬60%・業績連動賞与20%・譲渡制限付株式報酬20%となるように設計しております。
- 短期インセンティブとなる業績連動賞与の算定にあたっては、企業価値の最大化との相関が高い指標として、事業規模を表す「売上収益」及び事業活動の効率性を示す「売上収益営業利益率」と、企業活動の最終的な成果である「親会社の所有者に帰属する当期利益」を採用し、これら指標に連動させて決定しております。
- 社外取締役及び監査役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期及び長期インセンティブを設けず、基本報酬のみとしております。

役員報酬体系

社外取締役 監査役	基本報酬（固定） 100%		
社内取締役	基本報酬（固定） 60%	業績連動賞与 20%	譲渡制限付株式報酬 20%

業績連動賞与の内訳（2019年度）

評価指標	評価基準	ウェイト	目標	実績	評価係数	賞与支給率
売上収益	当事業年度予算に対する達成度	10%	9,400億円	9,818億円	112.2%*	200.5%
売上収益営業利益率 (営業利益)	当事業年度予算に対する達成度	10%	10.6% (1,000億円)	14.1% (1,388億円)	172.2%*	
親会社の所有者に 帰属する当期利益	中期経営計画における 目標値に対する達成度	80%	600億円	1,291億円	215.1%	

*売上収益と売上収益営業利益率の評価係数は、目標に対する実績に対して一定の算式を用いて算出しております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

当社においては、2017年6月19日開催の第12回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与するための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、本制度に係る報酬枠として、年額1億4千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること等につき、ご承認頂いております。

今般、株主の皆様との価値共有を可能な限り、より長期に亘り実現させることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬における譲渡制限期間を、対象取締役の退任直後時点までと変更することにつきご承認をお願いいたしたく存じます。

具体的には、現在、譲渡制限付株式の付与のための報酬における譲渡制限期間については、「3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認を頂いておりますが、「対象取締役が当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員その他の当社の取締役会が予め定める地位のいずれをも退任又は退職する時点の直後の時点までの期間」に変更いたしたく存じます。また、譲渡制限付株式の付与に際して当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容についても所要の変更をいたしたく存じます。

なお、本議案を原案通りご承認頂いた場合、変更前の譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済みの譲渡制限付株式についても、同様に変更いたしたく存じます。

本議案を原案通りご承認頂いた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数及び譲渡制限付株式の付与に際しての1株当たりの払込金額の考え方について変更はなく、本議案の対象となる対象取締役は5名となります。

以上

ご参考 第4号議案を原案通りご承認頂いた場合の本制度の概要

1. 概要

対象取締役は、原則として毎年、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当契約に定める一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（本割当契約において定める内容の概要は、下記4.のとおり）。

2. 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億4千万円以内、本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年7万株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本割当株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整するものとします。

3. 本割当株式1株当たりの払込金額

本割当株式1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定することとします。

4. 本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、本割当契約により割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員その他の当社の取締役会が予め定める地位のいずれをも退任又は退職する時点の直後の時点までの期間とし、譲渡制限期間中、対象取締役は本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員その他の当社の取締役会が予め定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由により役務提供期間が満了する前に上記地位のいずれをも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により上記(2)に定める地位のいずれをも退任又は退職した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。なお、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

ご参考 2019年度 取締役会評価

当社は、毎年度、取締役会評価を実施し、抽出された課題に対する改善施策に取り組み、次年度の取締役会評価において、現状評価および前年度からの改善状況を確認しております。

今般、当社取締役会は、2019年度 取締役会評価を実施し、取締役会の役割、責務、運営および構成の面において適切に機能しており、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認しました。

取締役会評価 実施方法

当社は、取締役会全体の実効性に係わる評価内容・項目として、コーポレートガバナンス・コード 基本原則4 [取締役会の役割・責務] に付随する原則・補充原則を参考に、取締役会全体の評価に、取締役自らを評価する項目も含めた評価項目を定めております。

評価項目の大項目は以下のとおりです。

- (1) 取締役会の役割・責務
- (2) 取締役会の運営
- (3) 取締役会の構成
- (4) 取締役会の実効性に関する課題・改善点
- (5) 前年度 取締役会評価において認識された課題解決・改善施策

全取締役が、評語選択および自由記述による自己評価を実施し、その分析・内容を取締役会へ報告しております。

今回実施した自己評価においても、全ての評価項目に対して、自由記述により忌憚のない意見が相当数出ており、自由記述回答から、取締役会の機能・実効性向上につながる課題および改善点を抽出しております。

2019年度 取締役会評価 結果

取締役会評価の結果、当社取締役会は適切に機能しており、取締役会全体の実効性が確保されているとの評価が出ております。

また、前年度の評価において更なる改善課題とされた(1)から(5)について、以下のとおり取り組み、改善が進んでいることを確認しております。

- (1) 取締役会の意思決定機能および監督機能、モニタリング、リスクマネジメント機能に関わる議論の充実
 - ・2019年度の主な取り組み
 - ：リスクに関するモニタリングおよびマネジメント、事業提携、情報ガバナンス体制に関する議論を行った。
- (2) 取締役会における議論の充実に向けた議論の場の設定
 - ・2019年度の主な取り組み
 - ：取締役会以外の場を含めて、当社がん事業の方向性等について、充実した議論を行うことができた。
- (3) 議論・判断材料として必要十分な提案・報告内容の整備
 - ・2019年度の主な取り組み
 - ：相互に関係した議題を設定し、議論・判断のための情報の充実を図った。
- (4) 社外役員の理解促進につながる情報提供の更なる充実
 - ・2019年度の主な取り組み
 - ：取締役会毎に個人別の事前説明、社外役員説明会および品川研究開発センター見学を実施した。
- (5) ジェンダーや国際性の面を含む取締役会の多様性の確保
 - ・2019年6月17日に、女性取締役が就任。

2020年度 重点施策

2019年度の評価を踏まえ、取締役会による意思決定機能、監督機能、モニタリング、リスクマネジメント機能の更なる強化に向けて、2020年度に以下の重点施策に取り組み、当社取締役会の機能・実効性の確保・向上に努めてまいります。

- (1) 中長期経営計画に関する議論の充実
- (2) 提案・報告内容の更なる充実
- (3) 社外役員の理解促進につながる情報提供の更なる充実

ご参考 2019年度 監査役監査の状況

監査役監査の組織、人員及び手続

- ・当社は、監査役会設置会社で、公認会計士1名を含む監査役5名（常勤監査役2名、社外監査役3名）で構成されております。
- ・監査役の監査機能強化をさらに図るため、業務執行から独立した専任の使用人3名が監査役の業務を補助しております。

監査役及び監査役会の活動状況

- ・当事業年度において、当社は、監査役会を原則月1回開催しており、監査役会の構成や出席状況については、下表のとおりであります。
- ・監査役会とは別に、監査役間の意見交換会を取締役会終了後に実施しております。
- ・例月の監査役会の平均所要時間は110分程度、付議議案件数は年間24件であります。

監査役会の主な共有・検討事項

- ・監査方針、監査計画及び業務分担について
- ・監査役会監査報告について
- ・株主総会議案「監査役選任の件」への同意について
- ・会計監査人の評価について
- ・監査役会の実効性評価について
- ・常勤監査役の職務執行状況（月次）
- ・主要国内グループ会社の監査計画及び監査状況について

監査役の活動状況

- ・代表取締役との会合：年2回の頻度で実施（常勤／社外監査役）
- ・取締役との会合：年1回の頻度で実施（常勤監査役）
- ・重要会議への出席：取締役会、経営会議、企業倫理委員会、EHS経営委員会等への出席（社外監査役は取締役会のみ）
- ・国内グループ会社の重要会議への出席等：主要な国内グループ会社の非常勤監査役と

- して当該会社の取締役会、経営会議等への出席、決裁書等の閲覧（常勤監査役）
- ・重要な書類の閲覧：決裁書、重要な会議の資料及び議事録等の閲覧（常勤監査役）
- ・監査役監査：本部長・部長・支店長・研究所長、国内外グループ会社の内部統制担当役員等（常勤監査役、一部社外監査役）
- ・取締役会における助言・要望（常勤／社外監査役）
- ・任意の諮問委員会の委員就任：指名委員会及び報酬委員会のオブザーバー（社外監査役）
- ・社外取締役との連携：意見交換会の実施（常勤／社外監査役）
- ・グループ監査役連絡会：年2回の頻度で実施（常勤監査役）
- ・内部監査部門との連携：内部監査計画や結果の報告、定期的な情報共有・意見交換の実施（常勤監査役）
- ・会計監査人との連携：会計監査人より監査計画、監査及び四半期レビュー結果、内部統制監査（J-SOX）結果等について説明・報告を受け、意見交換の実施（常勤／社外監査役）

2019年度 監査役会評価

当社監査役会は、監査役会の実効性の向上を図ることを目的として、2019年度監査役会評価を実施いたしました。

監査役会評価実施方法

監査役会の実効性についての評価項目を幅広く定め、各監査役が評語選択及び自由記述により監査役会の自己評価を実施し、その内容を監査役会で協議いたしました。

監査役会評価結果

当社監査役会活動は概ね適切に実施されており、監査役会の実効性は確保されているとの結果が出ましたが、今後更に実効性を向上させるためには改善の余地もあるため、今回の結果を踏まえ、次年度以降の活動に活かしてまいります。

■ 監査役会の構成

氏名(年齢)	地位	在任年数	経験及び能力	監査役会出席回数	(ご参考) 取締役会出席回数
渡邊 亮一 (満61歳)	常勤	1年	財務経理、経営管理、総務・調達、内部監査等に携わり、当社の業務活動全般に精通しており、幅広い視野と高い知見を有しております。	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)
佐藤 賢治 (満57歳)	常勤	1年	研究開発、人事、経営管理等に携わり、当社の業務活動全般に精通しており、幅広い視野と高い知見を有しております。	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)
泉本 小夜子 (満66歳)	独立 社外	3年	公認会計士としての豊富な経験に基づく専門知識と識見を有しております。	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)
樋口 建史 (満67歳)	独立 社外	2年	行政機関等での経験に基づく専門知識と識見を有しております。	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)
今津 幸子 (満51歳)	独立 社外	2年	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識と識見を有しております。	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)

注1) 当社の監査役任期は4年であり、泉本小夜子氏は、2017年6月開催の第12回定時株主総会、樋口建史氏及び今津幸子氏は2018年6月開催の第13回定時株主総会、渡邊亮一氏及び佐藤賢治氏は2019年6月開催の第14回定時株主総会においてそれぞれ選任され就任しております。
 2) 渡邊亮一氏及び佐藤賢治氏の監査役会及び取締役会の出席回数は、当事業年度に開催された監査役会及び取締役会のうち、2019年6月17日の就任後に開催されたもののみを対象としております。
 3) 監査役の年齢は、本株主総会最終時の満年齢となります。

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般の概況

連結業績

(単位：百万円。百万円未満切捨て)

	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減	
売上収益	929,717	981,793	52,076	(5.6%)
営業利益	83,705	138,800	55,095	(65.8%)
税引前利益	85,831	141,164	55,332	(64.5%)
親会社の所有者に 帰属する当期利益	93,409	129,074	35,665	(38.2%)
当期包括利益合計額	163,893	101,602	△62,290	(△38.0%)

グローバル主力品売上収益

(単位：百万円。百万円未満切捨て)

製品名	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減	
トラスツズマブ デルクステカン (抗悪性腫瘍剤 /抗HER2抗体薬物複合体)	79	13,958	13,879	(-)
エドキサバン (抗凝固剤)	117,686	154,032	36,346	(30.9%)
オルメサルタン (高血圧症治療剤)	105,922	100,830	△5,092	(△4.8%)
プラスグレレル (抗血小板剤)	23,214	18,134	△5,079	(△21.9%)

販売費及び一般管理費

(単位：百万円。百万円未満切捨て)

	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減	
販売費及び一般管理費	277,695	302,320	24,625	(8.9%)
対売上収益比率	29.9%	30.8%		(0.9%)

研究開発費

(単位：百万円。百万円未満切捨て)

	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減	
研究開発費	203,711	197,465	△6,246	(△3.1%)
対売上収益比率	21.9%	20.1%		(△1.8%)

■ 主要通貨の日本円への換算レート (期中平均レート)

	2019年3月期	2020年3月期
1米ドル/円	110.91	108.75
1ユーロ/円	128.40	120.83

売上収益

- ・当期(2019年4月1日~2020年3月31日)の売上収益は、前期比521億円(5.6%)増収の9,818億円となりました。
- ・エドキサバン等の主力品の伸長に加え、トラスツズマブ デルクステカン(DS-8201、日米製品名：エンハーツ)に係る収益増(139億円：米国における製品売上及びアストラゼネカ社から受領した契約時一時金並びに開発マイルストーン)等により、増収となりました。
- ・売上収益に係る為替の減収影響は151億円でした。

営業利益

- ・営業利益は、前期比551億円(65.8%)増益の1,388億円となりました。
- ・売上総利益は、売上収益の増収に加え、販売製品の構成比の変化及び高槻工場の譲渡に伴い子会社売却益(188億円)を計上したこと等により、売上原価が減少したため、735億円(13.0%)増益の6,386億円となりました。
- ・販売費及び一般管理費は、米国におけるがん事業体制構築に伴う費用や、日本における環境対策費用の増加等により、246億円(8.9%)増加の3,023億円となりました。
- ・研究開発費は、アストラゼネカ社とのトラスツズマブ デルクステカン(DS-8201)に係るコストシェア等により、62億円(3.1%)減少の1,975億円となりました。
- ・営業利益に係る為替の減益影響は34億円でした。

税引前利益

- ・税引前利益は、前期比553億円(64.5%)増益の1,412億円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益

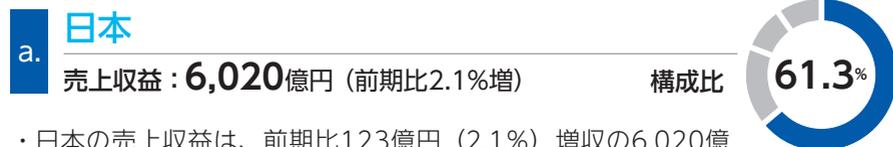
- ・親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比357億円(38.2%)増益の1,291億円となりました。
- ・前期はトラスツズマブ デルクステカン(DS-8201)の戦略的提携に伴い、将来の課税所得見込み額が増加し、繰延税金資産の追加計上が可能となったことから、法人税等がマイナス計上となっていました。この影響等により、前期に比べ法人税率は増加しましたが、親会社の所有者に帰属する当期利益は増益となりました。

当期包括利益合計額

- ・当期包括利益合計額は、前期比623億円(38.0%)減益の1,016億円となりました。
- ・前期に、過年度の当社グループの事業再編に係る税金負債を取崩して、その他の包括利益を計上していたこと等から、減益となりました。

地域別売上状況

当社グループの主な地域別売上状況は、次のとおりです。



- 日本の売上収益は、前期比123億円（2.1%）増収の6,020億円となりました。

国内医薬事業

- 国内医薬事業では、**リクシアナ**、**タリージェ**等の主力品の伸長及び**オーソライズド・ジェネリック**^{※1}製品の寄与等により、売上収益は102億円（1.9%）増収の5,335億円となりました。

なお、この売上収益には、ワクチン事業の売上収益及び第一三共エスファ株式会社を取り扱うジェネリック事業の売上収益が含まれております。

- 2019年4月に**タリージェ**（一般名：**ミロガバリンベシル酸塩**）を末梢性神経障害性疼痛の適応症で、新発売しました。
- 2019年5月に**ミネプロ**（一般名：**エサキセレノン**）を高血圧症の適応症で、新発売しました。
- 2019年10月に**ヴァンフリタ**（一般名：**キザルチニブ塩酸塩**）を再発または難治性のFLT3-ITD変異陽性の急性骨髄性白血病の適応症で、新発売しました。
- 造影剤4製品（**オムニパーク**、**オムニスキャン**、**ビジパーク**、**ソナゾイド**）の独占的開発及び販売権を米国GEヘルスケア社に返還し、製造販売承認を同社の日本法人であるGEヘルスケアファーマ株式会社に2020年3月に承継いたしました。

ヘルスケア事業

- ヘルスケア事業の売上収益は、21億円（3.2%）増収の685億円となりました。

日本の主な売上構成

（単位：億円。億円未満四捨五入）

区分	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減	
国内医薬事業*	5,233	5,335	102	(1.9%)
ヘルスケア事業	664	685	21	(3.2%)

*ジェネリック事業、ワクチン事業を含む。

国内医薬主力品売上収益

（単位：億円。億円未満四捨五入）

製品名	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減	
リクシアナ（抗凝固剤）	649	830	181	(27.8%)
ネキシウム（抗潰瘍剤）	783	798	15	(1.9%)
メモリー（アルツハイマー型認知症治療剤）	502	505	3	(0.6%)
プラリア（骨粗鬆症治療剤・関節リウマチに伴う骨びらんの進行抑制剤）	274	309	36	(13.0%)
テネリア（2型糖尿病治療剤）	253	247	△6	(△2.4%)
ロキソニン（消炎鎮痛剤）	305	283	△22	(△7.3%)
イナビル（抗インフルエンザウイルス剤）	182	193	11	(5.9%)
ランマーク（がん骨転移による骨病変治療剤）	164	179	15	(9.1%)
エフィエント（抗血小板剤）	139	140	1	(0.7%)
レザルタス（高血圧症治療剤）	155	146	△9	(△5.8%)
カナリア（2型糖尿病治療剤）	92	128	36	(38.8%)
ビムパット（抗てんかん剤）	66	112	46	(70.0%)
オムニパーク（造影剤）	120	103	△17	(△13.9%)
オルメテック（高血圧症治療剤）	149	117	△32	(△21.5%)
タリージェ（疼痛治療剤）	—	80	80	(—)



リクシアナ



タリージェ



ミネプロ



ヴァンフリタ



エンハーツ

用語解説

※1 **オーソライズド・ジェネリック**：先発医薬品メーカーからの許諾を受けて製造される後発医薬品

b. 北米

売上収益：1,629億円（前期比5.7%増）

構成比

16.6%

- ・北米の売上収益は、前期比88億円（5.7%）増収の1,629億円、現地通貨ベースでは、1億1千万米ドル（7.9%）増収の14億9千9百万米ドルとなりました。
- ・なお、この売上収益には、第一三共Inc.とアメリカン・リージェントInc.の売上収益が含まれております。
- ・第一三共Inc.は、2019年8月に**TURALIO**（一般名：ペキシダルチニブ）を腱滑膜巨細胞腫の適応症で、新発売しました。また、2020年1月に**エンハーツ**（一般名：トラスツズマブ デルクステカン）を転移性の乳がんに対する治療として2つ以上の抗HER2療法を受けたHER2陽性の手術不能または転移性乳がんの適応症で、新発売しました。
- ・第一三共Inc.では、**ウェルコール**等が減収となりました。
- ・アメリカン・リージェントInc.では、**インジェクタファー**、**ヴェノファー**等が増収となりました。

第一三共Inc.主力品売上収益

（単位：百万米ドル。百万米ドル未満四捨五入）

製品名	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減
エンハーツ (抗悪性腫瘍剤/抗HER2抗体薬物複合体)	—	30	30 (—)
オルメサルタン* (高血圧症治療剤)	97	91	△6 (△6.5%)
ウェルコール (高コレステロール血症治療剤・2型糖尿病治療剤)	121	84	△37 (△30.5%)

*ベニカー／ベニカーHCT、エイゾール、トライベンゾール及びオルメサルタンのオーソライズド・ジェネリック

アメリカン・リージェントInc.主力品売上収益

（単位：百万米ドル。百万米ドル未満四捨五入）

製品名	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減
インジェクタファー (鉄欠乏性貧血治療剤)	399	477	78 (19.7%)
ヴェノファー (鉄欠乏性貧血治療剤)	261	285	24 (9.3%)



ENHERTU (エンハーツ)



TURALIO

c. 欧州

売上収益：955億円（前期比7.8%増）

構成比

9.7%

- ・欧州の売上収益は、前期比69億円（7.8%）増収の955億円、現地通貨ベースでは9千9百万ユーロ（14.4%）増収の7億8千9百万ユーロとなりました。
- ・**オルメサルタン及び配合剤**、**エフィエント**等が減収となったものの、**リクシアナ**が伸長しました。

第一三共ヨーロッパGmbH主力品売上収益

（単位：百万ユーロ。百万ユーロ未満四捨五入）

製品名	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減
リクシアナ (抗凝固剤)	357	509	153 (42.9%)
オルメサルタン* (高血圧症治療剤)	213	203	△10 (△4.7%)
エフィエント (抗血小板剤)	44	21	△24 (△53.1%)

*オルメテック／オルメテックプラス、セビカー及びセビカーHCT

d. アジア・中南米

売上収益：983億円（前期比12.2%増）

構成比

10.0%

- ・アジア・中南米の売上収益は、前期比107億円（12.2%）増収の983億円となりました。なお、この売上収益には、海外ライセンスへの売上収益等が含まれております。
- ・中国では、合成抗菌剤**クラビット**並びに**オルメサルタン及び配合剤**等の主力品が増収となりました。
- ・中国で、2019年8月に**リクシアナ**を新発売しました。

② 研究開発の状況

- ・当社グループは、「がんに強みを持つ先進的グローバル創薬企業」を2025年ビジョンとして掲げております。
- ・2025年ビジョンの実現に向けて、3つのADC^{*1} (**DS-8201**、**DS-1062**、**U3-1402**) の製品価値最大化を目指して研究開発リソースを集中投入するとともに、持続的成長の実現に向けてSOC^{*2}を変革する製品群 (Alpha) の創薬を目指す「**3 and Alpha**」戦略のもと、研究開発に取り組んでおります。➔

- ・パートナーリングの積極的な活用や、**新規モダリティ**^{*3}の技術研究等を通じた創薬力の強化に取り組むとともに、グローバル臨床開発の加速化にも注力しております。中長期的には、疾患領域にこだわらず、当社のサイエンス&テクノロジーの優位性を活かせる疾患の治療薬創製を目指しております。

主な研究開発プロジェクトの進捗状況は、次のとおりです。

3つのADC

a. トラスツズマブ デルクステカン (DS-8201、日米製品名：エンハーツ)：抗HER2 ADC

当社独自のADC技術を使って創製された**DS-8201**の価値最大化を図るため、がん領域のグローバル事業において豊富な経験を持つアストラゼネカ社と本剤を共同で開発しております。

乳がん

- DESTINY-Breast01試験
2019年12月に「転移性の乳がんに対する治療として2つ以上の抗HER2療法を受けたHER2陽性の手術不能または転移性乳がん」を適応として、米国食品医薬品局（以下「FDA」）より販売承認を取得しました。本適応は、2019年12月のサンアントニオ乳がんシンポジウム（SABCS）で発表したグローバル・フェーズ2試験の結果等に基づき、迅速審査のもとで承認され、2020年1月より米国で販売しております。2020年3月に「化学療法歴のあるHER2陽性の手術不能又は再発乳がん（標準的な治療が困難な場合に限る）」を適応として、国内においても迅速審査のもと、製造販売承認を取得しました。
- DESTINY-Breast02試験
抗HER2 ADC **T-DM1**の治療を受けたHER2陽性の再発・転移性乳がん（3次治療以降）の患者を対象とした、本剤投与群と治験医師選択薬投与群の有効性と安全性を比較評価するグローバル・フェーズ3試験を実施しております。➔

- DESTINY-Breast03試験
抗HER2抗体**トラスツズマブ**等の前治療を受けたHER2陽性の再発・転移性乳がん患者を対象（2次治療）とした、本剤投与群と**T-DM1**投与群の有効性と安全性を直接比較評価するグローバル・フェーズ3試験を実施しております。

- DESTINY-Breast04試験
HER2低発現乳がん患者を対象とした、本剤投与群と治験医師選択薬投与（化学療法）群の有効性と安全性を比較評価するグローバル・フェーズ3試験を実施しております。

胃がん

- DESTINY-Gastric01試験
2020年1月に、HER2陽性の再発・進行性胃がん患者を対象とした日本及び韓国でのフェーズ2試験において主要評価項目を達成したことを公表しました。本剤は、上記の患者に対する治療を対象として、厚生労働省より、**先駆け審査指定**^{*4}を受けております。
- DESTINY-Gastric02試験
HER2陽性の手術不能または転移性胃がん患者を対象とした欧米でのフェーズ2試験も実施しております。

用語解説

- ※1 **ADC** (Antibody Drug Conjugateの略)：抗体薬物複合体。抗体医薬と薬物（低分子医薬）を適切なリンカーを介して結合させた医薬品で、がん細胞に発現している標的因子に結合する抗体医薬を介して薬物をがん細胞へ直接届けることで、薬物の全身曝露を抑えつつ、がん細胞への攻撃力を高めた薬剤
- ※2 **SOC** (Standard of Careの略)：現在の医学では最善とされ、広く用いられている治療法
- ※3 **新規モダリティ**：ADC、核酸医薬、治療用ウイルス、細胞治療等の新規治療手段
- ※4 **先駆け審査指定**：世界に先駆けて日本での革新的医薬品等の早期実用化を促すため、臨床試験や承認手続を優先して受けられる制度

非小細胞肺がん

- HER2陽性及びHER2変異の再発・進行性非小細胞肺がん患者を対象としたグローバル・フェーズ2試験を実施しております。

大腸がん

- HER2陽性の再発・進行性大腸がん患者を対象としたグローバル・フェーズ2試験を実施しております。 ➡

併用等

- HER2陽性の乳がん患者を対象とした、免疫チェックポイント阻害剤**ニボルマブ**（製品名：**オプジーボ**）との併用療法を評価する臨床試験をBristol-Myers Squibb Co.と実施しております。

b. DS-1062：抗TROP2 ADC

- 再発・進行性の非小細胞肺がん患者を対象としたフェーズ1試験を日本及び米国で実施しております。本試験の用量漸増パートにおける安全性と有効性に関する中間データについて、2019年5月から6月に開催された米国臨床腫瘍学会（ASCO）及び9月に開催された世界肺がん学会議（WCLC）で発表しました。

c. U3-1402：抗HER3 ADC

乳がん

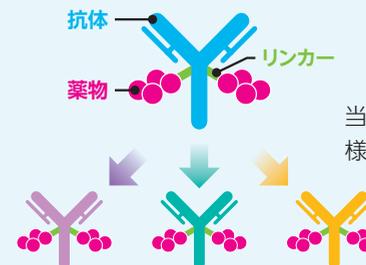
- HER3陽性の再発・転移性乳がん患者を対象としたフェーズ1/2試験を日本及び米国で実施しております。 ➡

非小細胞肺がん

- EGFRチロシンキナーゼ阻害剤を投与中に病勢進行したEGFR変異のある非小細胞肺がん患者を対象としたフェーズ1試験を日本及び米国で実施しております。本試験の用量漸増パートにおける安全性と有効性に関する中間データについて、2019年5月から6月に開催された米国臨床腫瘍学会（ASCO）及び9月に開催された世界肺がん学会議（WCLC）で発表しました。

ご参考 抗体薬物複合体（ADC）とは？

がん細胞表面に発現するタンパク質（抗原）に結合する**抗体**に、抗がん剤である**薬物**を**リンカー**と呼ばれる化合物を介して複合させた薬剤で、抗体が抗がん剤をがん細胞に運ぶことで、がんを死滅させるメカニズムです。



当社のADC技術は
様々な抗体と組み合わせることが可能です。

Alpha

1) がん領域

a. キザルチニブ：FLT3阻害剤

- 2019年6月に再発または難治性のFLT3-ITD変異陽性の急性骨髄性白血病（以下「AML」）を適応として、国内製造販売承認を取得し、10月より製品名**ヴァンフリタ**として販売しております。
- FLT3-ITD変異を有する再発または難治性のAMLに係る販売承認申請について、2019年6月に米国FDAより現在の申請内容では承認に至らない場合に発行される審査完了報告通知（Complete Response Letter）を受領しました。また、2019年10月には欧州医薬品庁の医薬品委員会より承認を推奨しないという否定的見解が示されました。➡

- 現在、AMLの一次治療の適応取得を目的としたグローバル・フェーズ3試験（QuANTUM-First試験）を実施しております。
- 本剤は厚生労働省、米国FDA及び欧州医薬品庁より、AML治療を対象として、希少疾病用医薬品指定を受けております。

併用等

- FLT3-ITD変異を有する再発または難治性のAML患者及びFLT3-ITD変異を有し強力な化学療法が受けられない新規AML患者を対象とした、MDM2阻害剤**ミラデメタン (DS-3032)**^{*5}との併用療法を評価するグローバル・フェーズ1試験を実施しております。

b. ペキシダルチニブ：CSF-1R/KIT/FLT3阻害剤

- 2019年8月に腱滑膜巨細胞腫（以下「TGCT」）を適応として、米国FDAより販売承認を取得し、同月より製品名**TURALIO**として販売しております。
- 2019年4月に欧米でのTGCT患者を対象としたフェーズ3試験（ENLIVEN試験）結果に基づく販売承認申請が欧州医薬品庁に受理されました。➡

- 本剤は欧州医薬品庁より、TGCTの治療を対象として、希少疾病用医薬品指定を受けております。

c. バレメトスタット（DS-3201）：EZH1/2阻害剤

- 2019年12月に成人T細胞白血病・リンパ腫の患者を対象とした国内フェーズ2試験において、最初の患者への投与を開始しました。
- 末梢性T細胞リンパ腫（以下「PTCL」）を含む非ホジキンリンパ腫の患者を対象としたフェーズ1試験を日本及び米国で実施しております。➡

- 2019年4月に厚生労働省より、PTCLの治療を対象として、先駆け審査指定を受けました。
- AML、急性リンパ性白血病及び小細胞肺がんの患者を対象としたフェーズ1試験を米国で実施しております。

d. DS-7300：抗B7-H3 ADC

- 2019年10月に再発・進行性の固形がん患者（頭頸部がん、食道がん、非小細胞肺がん等）を対象とした日本及び米国でのフェーズ1/2試験において、最初の患者への投与を開始しました。

用語解説

- ※5 **ミラデメタン (DS-3032)**：固形がん及び血液がん患者を対象としたフェーズ1試験を実施中。キザルチニブとの併用は、AML疾患動物モデル等を用いた非臨床試験において、単剤に比べて相乗効果があることが示唆されている。

e. Zymeworks Inc.とのバイスペシフィック抗体に関する共同研究の拡大

- 2019年4月に**バイスペシフィック抗体**^{※6}（二重特異性抗体）に関するZymeworks Inc.との共同研究及びクロスライセンス契約に基づくオプション権を行使し、特定のがん免疫バイスペシフィック抗体を商業化する権利を取得しました。引き続き、同社が開発したバイスペシフィック抗体の作製技術基盤を有効活用し、がん患者に新たな治療の選択肢を提供することを目指してまいります。

f. アキシカブタジン シロルーセル/Axi-Cel[®]：抗CD19 CAR-T細胞

- 2017年1月にギリアド・サイエンシズの子会社であるKite Pharma, Inc.から、本剤の国内における開発、製造及び販売の独占的権利を取得しました。
- 本剤は、厚生労働省より**希少疾病用再生医療等製品指定**^{※7}を受けております。 ↗
- 2020年3月に再発又は難治性のB細胞リンパ腫に係る再生医療等製品製造販売承認申請を国内で行いました。

2) がん以外の領域

a. エドキサバン：FXa阻害剤

- 日本では、非弁膜症性心房細動患者における虚血性脳卒中及び全身性塞栓症の発症抑制、並びに静脈血栓塞栓症（深部静脈血栓症及び肺塞栓症）の治療及び再発抑制等の適応症で製品名**リクシアナ**として販売しております。
- 日本を含めた全世界では、30以上の国または地域で販売されております。 ↗
- 経皮的冠動脈血管形成術を施行した心房細動患者を対象としたENTRUST-AF PCI試験で確認された安全性及び有効性について、2019年9月に欧州心臓病学会議（ESC Congress）で発表しました。
- 現在、80歳以上の非弁膜症性心房細動患者における脳卒中及び全身性塞栓症の発症抑制を目標適応とする国内フェーズ3試験を実施しております。

b. ミロガバリン： $\alpha 2\delta$ リガンド

- 日本で、2019年4月より末梢性神経障害性疼痛の適応症で製品名**タリージェ**として販売しております。 ↗
- 現在、脊髄損傷後神経痛等の患者を対象としたフェーズ3試験を日本及びアジアで実施しております。

c. エサキセロン：ミネラルコルチコイド受容体ブロッカー

- 日本で、2019年5月より高血圧症の適応症で製品名**ミネプロ**として販売しております。 ↗
- 糖尿病性腎症の患者を対象とした国内フェーズ3試験において、主要評価項目及び重要な副次評価項目を達成し、本試験の結果を2019年11月に米国腎臓学会議（ASN）で発表しました。

用語解説

※6 **バイスペシフィック抗体**：抗体1分子中の2つの抗原結合部位に、異なる種類の抗原が結合できる抗体

※7 **希少疾病用再生医療等製品指定**：医薬品医療機器等法第77条の2に基づき、対象患者数が国内において5万人未満であること、医療上特にその必要性が高いものなどの条件に合致するものとして、薬事・食品衛生審議会の意見を参考にして、厚生労働大臣が指定する制度。指定されると、できるだけ早く医療の現場に提供できるよう、他の医薬品・医療機器・再生医療等製品に優先して承認審査がなされる。また承認された場合は、再審査期間が最長10年間に延長される。

ご参考 主要研究開発パイプライン (2020年5月現在)

	一般名/開発コード/MOA	目標適応	地域	ステージ
3 J S A D C	トラスツマブ デルクステカン/ DS-8201/抗HER2-ADC	乳がん (HER2陽性 T-DM1 既治療)	日米欧亜	フェーズ2☆ フェーズ3
		乳がん(HER2陽性 T-DM1との比較評価)	日米欧亜	フェーズ3
		乳がん(HER2低発現)	日米欧亜	フェーズ3
		胃がん(HER2陽性、三次治療) 🚫	米亜 日	フェーズ2☆ 申請中
		胃がん(HER2陽性、二次治療)	米欧	フェーズ2
		大腸がん(HER2陽性)	日米欧	フェーズ2
		非小細胞肺がん(HER2陽性/変異)	日米欧	フェーズ2
		乳がん、膀胱がん (ニボルマブ併用)	米欧	フェーズ1
		乳がん、非小細胞肺がん (ペムプロリズマブ併用)	米欧	フェーズ1
		DS-1062/抗TROP2-ADC	非小細胞肺がん	日米
U3-1402/抗HER3-ADC	乳がん(HER3陽性)	日米	フェーズ1/2	
	EGFR変異非小細胞肺がん	日米亜	フェーズ1	
Alpha がん領域	キザルチニブ/FLT3阻害剤	急性骨髄性白血病(再発・難治性) 🚫	米欧亜	フェーズ3
		急性骨髄性白血病(一次治療) 🚫	日米欧亜	フェーズ3
	ペキシダルチニブ/ CSF-1/KIT/FLT3阻害剤	腱滑膜巨細胞腫	欧	申請中
	アキシカプタジン シロルーセル/ Axi-Cel®/抗CD19 CAR-T細胞	再発性/難治性B細胞リンパ腫 🚫	日	申請中☆
	DS-1647(G47Δ)/ がん治療用ヘルペスウイルス	悪性神経膠腫 🚫	日	フェーズ2☆
	バレメトスタット/ DS-3201/EZH1/2阻害剤	成人T細胞白血病/リンパ腫	日	フェーズ2☆
		非ホジキンリンパ腫(末梢性T細胞リンパ腫 🚫)	日米	フェーズ1
		急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病	米	フェーズ1
	ミラデメタン/ DS-3032/MDM2阻害剤	小細胞肺がん	米	フェーズ1/2
		固形がん(脂肪肉腫 🚫)	日米	フェーズ1
		急性骨髄性白血病	日米	フェーズ1

	一般名/開発コード/MOA	目標適応	地域	ステージ
Alpha がん領域	PLX2853/BET阻害剤	急性骨髄性白血病	米	フェーズ1
		固形がん	米	フェーズ1
	DS-1001/変異型IDH1阻害剤	神経膠腫	日	フェーズ1
	DS-1205/AXL阻害剤	非小細胞肺がん(ゲフィチニブ併用)	日	フェーズ1
		非小細胞肺がん(オシメルチニブ併用)	亜	フェーズ1
	DS-7300/抗B7-H3-ADC	固形がん	日米	フェーズ1/2
DS-6157/抗GPR20-ADC	消化管間質腫瘍	日米	フェーズ1 準備中	
がん以外の領域	エドキサバン/FXa阻害剤	超高齢者心房細動	日	フェーズ3 LCM
	プラスグレル/ADP受容体阻害剤	虚血性脳血管障害	日	フェーズ3 LCM
	エサキセレノン/MR拮抗剤	糖尿病性腎症	日	フェーズ3 LCM
	ミロガバリン/α2δリガンド	中枢性神経障害性疼痛	日亜	フェーズ3 LCM
	DS-5141/ENAオリゴヌクレオチド	デュシェンヌ型筋ジストロフィー症 🚫	日	フェーズ1/2
	DS-1211/TNAP阻害剤	弾性線維性仮性黄色腫	米	フェーズ1
DS-2741/抗Orai 1抗体	アトピー性皮膚炎	日	フェーズ1	
ワクチン	VN-0107/MEDI3250/鼻腔噴霧インフルエンザ弱毒生ワクチン	季節性インフルエンザの予防	日	申請中
	VN-0102/JVC-001/麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	麻しん、おたふくかぜ及び風しんの予防	日	フェーズ3

臨床試験ステージ

ALL: 急性リンパ性白血病、AML: 急性骨髄性白血病、IIS: 医師主導治験、LCM: ライフサイクル
 ルマネージメント、NSCLC: 非小細胞肺がん、PTCL: 末梢性T細胞リンパ腫

☆: オンコロジー領域のプロジェクトで、フェーズ2試験の結果をもって承認申請予定のもの

🚫: 先駆け審査指定(日)、ブレイクスルーセラピー指定(米)されたもの

🚫: 希少疾病用医薬品指定(日米欧)されたもの

③ 生産・物流活動

- ・当社グループは、がん事業の立上げ・確立に向けて、生産体制の転換を加速させております。
- ・2019年3月の**トラスツズマブ デルクステカン (DS-8201)**、日米製品名：**エンハーツ**）に関するアストラゼネカ社との提携による開発の加速化と他ADC製品の臨床開発の進捗に伴い、ADC製品の需要が増加することに備え、2022年度までに生産設備に関して1,000億円以上の設備投資を行う方針です。
本方針に基づき、自社生産設備の増強を計画し、投資を進めております。また**トラスツズマブ デルクステカン (DS-8201)** を初めとする将来のADC製品のグローバル展開を見据え、海外CMO（医薬品製造受託会社）とのアライアンス強化も積極的に進め、将来計画に合わせた生産基盤の構築を図っております。
- ・当社ADCのフラッグシップ製品である**トラスツズマブ デルクステカン (DS-8201)** については、確実な製品供給基盤を整え、米国承認後速やかな発売開始（2020年1月）に繋げました。また、日本においても、2020年3月25日に製造販売承認を得て、2020年度の上市に向けた製品供給体制を整えました。
- ・ワクチン事業の見直しの一環として、北里第一三共ワクチン株式会社の機能再編を行い、2019年4月1日より、ワクチン生産機能子会社である第一三共バイオテック株式会社として事業を開始しております。
- ・サプライチェーン機能の最適化を図るために、2019年10月1日に第一三共プロファーマ株式会社の高槻工場を太陽ホールディングス株式会社に譲渡し、同社グループへの製造委託を開始しております。

④ サステナビリティ活動

- ・第一三共グループは、社会からの多様な要請に積極的に応え、社会課題に事業と一体的に取り組むこととしております。
- ・2019年4月、国連による「持続可能な開発目標 (SDGs)」、「ビジネスと人権に関する指導原則」等をはじめとする国際的フレームワークを当社グループが踏まえるべき重要な原則と位置づけ、「企業行動憲章」を改正し、グループ内への浸透を図っております。
- ・当社グループのマテリアリティ（重要課題）として、「革新的な医薬品の創出」、「高品質な医薬品の安定供給」、「高品質な医療情報の提供」、「コンプライアンス経営の推進」、「企業理念の実現に向けたコーポレートガバナンス」、「医療アクセスの拡大」、「環境経営の推進」、「競争力と優位性を生み出す多様な人材の活躍推進と育成」を特定しました。
- ・ステークホルダーの皆様からいただいた多くのご指摘・ご意見を企業活動に活かすとともに、その改善結果や解決すべき課題の積極的な開示に努めております。また、これら一連のサステナビリティ・マネジメントを強化するため、ESG投資家との積極的な対話を実施しております。

(2) 設備投資の状況

- ・当社グループは、生産設備の増強・合理化及び研究開発の強化・効率化等を目的とした設備投資を継続的に実施しており、当期の設備投資額は290億円でした。

(3) 資金調達の状況

- ・該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 2025年ビジョン

- ・当社グループは、「がんに強みを持つ先進的グローバル創薬企業」となることを2025年ビジョンとして掲げております。
- ・具体的には、2025年にがんを中心とする**スペシャルティ領域**^{*1}が中核事業となっており、各国市場に適合した**リージョナルバリュー製品**^{*2}を豊富に持ち、SOCを変革する先進的な製品・パイプラインが充実し、同時に効率的な経営による高い株主価値を実現した姿を目指しております。

② 第4期中期経営計画

- ・2025年ビジョンに向けた転換を図るための計画として、第4期中期経営計画を策定し、その中で6つの戦略目標を設定して持続的成長基盤の確立に取り組んでおります。

[第4期中期経営計画の6つの戦略目標]

- がん事業の立上げ・確立
- 米国事業の拡大
- 日本No.1カンパニーとして成長
- エドキサバンの成長
- SOCを変革する先進的医薬品の継続的創出
- 利益創出力の強化

- ・6つの戦略目標への取り組み状況、キャッシュの創出と成長投資等への配分、株主還元方針の詳細は以下の通りです。

6つの戦略目標

a. がん事業の立上げ・確立

- 2019年度に新たに設定した研究開発戦略「3 and Alpha」のもと、3つのADC (**DS-8201**、**DS-1062**、**U3-1402**) に研究開発資源を集中投入して、各々の製品価値の最大化を目指しております。また、3つのADC以外の開発品の着実な開発推進、外部資源の獲得による製品・開発品の充実を図るための様々な取り組みも併せて進めております。
- がん領域における初のグローバル製品であり、今後のがん事業の礎となる**トラスツズマブ デルクステカン (DS-8201)**、日米製品名：**エンハーツ**の市場への浸透と適応症の拡大が最重点課題です。また、続くグローバル製品である**DS-1062**及び**U3-1402**について、開発及び商業化戦略を具体的に策定した上で速やかに開発を進めることも重要な課題です。

用語解説

- ※1 **スペシャルティ領域**：病院・専門医で主に処方される医薬品
- ※2 **リージョナルバリュー製品**：各国・各地域の事業戦略に適合した製品

- 抗悪性腫瘍剤**エンハーツ (DS-8201)**は既に米国で販売を開始し、日本で承認を取得しております。引き続き、パートナーであるアストラゼネカ社との共同開発・共同販促活動を通じて、計画に沿った開発の推進、正しい製品情報の提供、安定的な製品の供給などによる製品価値の最大化を図ります。また、**エンハーツ (DS-8201)**の最大化と併せて、自社のがん事業体制構築も加速化してまいります。**DS-1062**及び**U3-1402**については、現在進行中のフェーズ1試験の結果を踏まえて、製品価値最大化のために必要な資源も見極めながら開発及び商業化戦略を具体化します。3つのADCの製品価値をあらゆる取り組みを通じて最大化していきます。

b. 米国事業の拡大

- グローバル企業を目指す当社グループにとり、世界最大の医薬品市場である米国における更なる成長は極めて重要です。
- 米国内子会社第一三共Inc.においては、事業の中核のがん領域への転換、そして本年1月に上市した抗悪性腫瘍剤**エンハーツ (DS-8201)**及び2019年8月に上市した腱滑膜巨細胞腫治療剤**TURALIO**の市場浸透加速を通じた事業拡大が重要課題です。
- 米国内子会社アメリカン・リージェントInc.においては、収益の柱である鉄欠乏性貧血治療剤**インジェクタファー**、及び事業の中核であるジェネリック注射剤の成長を通じた事業拡大が重要課題です。
- 今後はアストラゼネカ社との**エンハーツ (DS-8201)**の共同販促活動の最適化による市場浸透、そして第一三共Inc.とアメリカン・リージェントInc.の共同活動の最適化による**インジェクタファー**の収益拡大を図り、米国事業の成長を目指します。

c. 日本No.1カンパニーとして成長

- 当社グループの地域別売上収益の柱として、日本は重要な市場です。**イノベータイブ医薬品**^{*3}事業の強みを活かし、そこにワクチン事業、ジェネリック医薬品事業、OTC医薬品関連事業の3つの事業を加え、予防、セルフメディケーション、治療までの様々な社会的ニーズ、医療ニーズへの確に対応することにより、名実ともに日本No.1カンパニーとして成長することを目指しております。
- 主力のイノベータイブ医薬品事業は、これまで順調に成長してきましたが、薬価制度の抜本改革により市場環境は厳しさを増してきています。その中でも、日本における当社の強みを活かしながら成長して、No.1カンパニーの座を維持していくことが重要な課題です。
- 今後は、質の高い営業力を活かし、自社開発した疼痛治療剤**タリージェ**及び高血圧症治療剤**ミネプロ**の主力品への育成を図ります。また、日本における強みの全てを活かして抗悪性腫瘍剤**エンハーツ (DS-8201)**の市場導入を成功させ、

- ※3 **イノベータイブ医薬品**：特許等による独占販売期間が保護されている医療用医薬品

2019年度に上市した急性骨髄性白血病治療剤**ヴァンフリタ**と共に、日本におけるがん事業体制の構築を図ります。同時に、積極的な導入活動を通じて外部資源も活用しながら厳しい市場環境を乗り越え、No.1カンパニーの座を維持していきます。

d. エドキサバンの成長

- 当社グループの収益を支える主力品として、抗凝固剤**エドキサバン**の成長維持へ向けた様々な取り組みを進めております。優れた製品力と質の高い営業力によって日本では市場シェアNo.1を維持し、欧州やアジア地域においても、発売国における市場シェアの更なる拡大を目指しております。
- 日本においては、薬価引下げの影響を乗り越え、当社グループの主力品として、市場シェアを更に拡大しながらNo.1を維持することが重要課題です。また、当社欧州事業の中核製品として、欧州での市場シェアの更なる拡大と、2019年8月に上市した、当社アジア事業の重点国である中国における市場浸透も重要課題です。
- 今後も、臨床試験や実臨床下のデータを創出する活動により得られたエビデンスを効果的に発信し、**エドキサバン**による抗凝固療法について更なる安心感を抱いていただけるよう努めていきます。日本においては、特に高齢の患者さんにとって飲みやすいと高い評価を得ているOD錠（口腔内崩壊錠）を強みとしたプロモーションも展開して、成長維持を図ります。

e. SOCを変革する先進的医薬品の継続的創出

- 研究開発においては「3 and Alpha」戦略のもと、持続的成長の実現に向けて、SOCを変革する製品群（Alpha）の創製を目指しております。
- 持続的成長の実現に向けて、疾患領域にこだわらず、当社のサイエンスやテクノロジーの優位性を活かせる疾患の治療薬創製を継続することが重要な課題です。
- 自社創薬研究だけでなく、パートナーリングの積極的な活用や、新規モダリティの技術研究等も実施して創薬力強化を図っていきます。併せて、これまでの低分子やDS-8201等のADCに加え、次世代ADC、核酸医薬、がん治療ウイルス、細胞治療（iPS細胞含む）、遺伝子治療、バイスペシフィック抗体などの様々なモダリティの研究も進めて、持続的成長に寄与する治療薬の創製を目指します。

f. 利益創出力の強化

- グローバルレベルで生産・営業・研究開発など各機能における体制の最適化や調達機能の改善を進めて利益創出力の強化を図り、経営目標であるROE 8%以上の達成を目指しております。
- 経費については、がん領域への戦略投資が拡大するものの、売上原価、販管費の圧

縮及び研究開発費の最適化を進めて利益創出力を強化することが重要な課題です。
● 今後も、当社グループ全体において徹底的なコスト効率化を図ることで、利益創出力の更なる強化を図っていきます。

キャッシュの創出と成長投資等への配分

- 第4期中期経営計画期間中は、成長投資を優先するとともに、株主還元も充実していく方針です。
- 利益創出力の強化により研究開発費控除前のフリー・キャッシュ・フローを増加させるとともに、政策保有株式や不動産を含む資産のスリム化により、キャッシュの創出を進めていきます。
- 成長投資である研究開発費については、**DS-8201**、**DS-1062**、**U3-1402**の3つのADCプロジェクトを中心に、2018年度から2022年度（5年間）の合計で1兆1,000億円規模の投資を行う計画です。また、ADCプロジェクトの治験薬・製品の需要増に備え、2020年度から2022年度（3年間）の合計で新規に1,000億円以上の生産に係る設備投資を行う計画です。事業開発投資についても、がん事業強化に最大限活用していきます。

株主還元方針

- 2016年度から2022年度（7年間）で、**総還元性向**^{*4}を期間中100%以上、配当金は普通配当を年間70円以上とする方針です。配当は安定的に行い、自己株式取得を機動的に実施してまいります。
- 2020年度は、**株式分割前ベース**^{*5}で普通配当を年間81円、実質11円の増配といたします。今後も、株主還元の充実に努めてまいります。

計数目標

- 2022年度の計数目標として、売上収益1兆1,000億円、営業利益1,650億円、ROE 8%以上を目指しております。
- がん事業への投資を強化することで、2025年度のがん事業売上収益目標は5,000億円以上を目指しております。

ご参考 第4期中期経営計画 株主還元方針（2016年度～2022年度）



	2016年度実績	2017年度実績	2018年度実績	2019年度実績	2020年度予定
1株当たり配当金	70円	70円	70円	70円	81円 ^{*2}
自己株式取得	500億円	500億円	—	—	機動的

*1 総還元性向 = (配当 + 自己株式取得総額) / 当期利益 (親会社帰属)

*2 株式分割前ベース

用語解説

※4 **総還元性向** : (配当金の総額 + 自己株式の取得総額) / 親会社の所有者に帰属する当期利益。

※5 **株式分割前ベース** : 当社は、2020年4月27日開催の取締役会において、2020年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割することを決議しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2015年度 第11期	2016年度 第12期	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 (当期) 第15期
売上収益 (百万円)	986,446	955,124	960,195	929,717	981,793
営業利益 (百万円)	130,412	88,929	76,282	83,705	138,800
税引前利益 (百万円)	122,388	87,788	81,021	85,831	141,164
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	82,282	53,466	60,282	93,409	129,074
基本的1株当たり 当期利益 (円)	119.37	79.63	91.31	144.20	199.21
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	6.5	4.4	5.2	7.8	10.1
1株当たり 年間配当金 (円)	70	70	70	70	70
総資産額 (百万円)	1,900,522	1,914,979	1,897,754	2,088,051	2,105,619
親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円)	1,231,406	1,175,897	1,132,982	1,249,642	1,305,809

注) 基本的1株当たり当期利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。
なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して計算しております。

(6) 主要な事業内容

医薬品等の研究、開発、製造、販売及び輸出入

(7) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

当社グループは、当社と子会社47社、関連会社1社の計49社で構成されます。
なお、重要な子会社は次の通りです。

会社名	資本金	議決権 比率 (%)	主要な事業内容
第一三共エスファ株式会社	450百万円	100.00	医薬品の研究開発・販売
第一三共ヘルスケア株式会社	100百万円	100.00	ヘルスケア品の研究開発・ 製造・販売
第一三共プロファーマ株式会社	100百万円	100.00	医薬品の製造
第一三共ケミカルファーマ株式会社	50百万円	100.00	医薬品の製造
第一三共RDノバーレ株式会社	50百万円	100.00	研究開発サポート業務
第一三共ビジネスアソシエ株式会社	50百万円	100.00	ビジネスサポート業務
第一三共バイオテック株式会社	50百万円	100.00	ワクチン、バイオ関連医薬品、 治験薬等の製造
第一三共U.S. ホールディングスInc.	3.0米ドル	100.00	持株会社
第一三共Inc.	170千米ドル	100.00	医薬品の研究開発・販売
プレキシコンInc.	1.0米ドル	100.00	医薬品の研究開発
アメリカン・リージェントInc.	200千米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売
アンビット・バイオサイエンス Corp.	1.0米ドル	100.00	医薬品の研究開発
第一三共ヨーロッパGmbH	16百万ユーロ	100.00	同社グループ統括/医薬品 の研究開発・製造・販売
第一三共(中国)投資有限公司	146百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・販売
第一三共製薬(北京)有限公司	83百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売
第一三共製薬(上海)有限公司	53百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売

注) 2019年4月1日付で北里第一三共ワクチン株式会社を当社に吸収合併し、同社は解散しました。なお、同社の生産及び生産技術に係る事業は会社分割により第一三共バイオテック株式会社が承継し、生産及び生産技術以外の事業は当社が承継しております。

② 重要な提携等の状況

a 技術導入

相手先	国名	技術内容
(第一三共株式会社)		
Amgen Inc.	アメリカ	抗RANKL抗体「デノスマブ」に関する技術
Amgen Inc.	アメリカ	バイオ後続品に関する技術
Cell Therapy Ltd.	イギリス	虚血性心不全の細胞治療薬「ハートセル」に関する技術
Kite Pharma EU B.V.	オランダ	悪性リンパ腫の細胞治療薬「アキシカブタジンシロルーセル」に関する技術
MedImmune, LLC	アメリカ	鼻腔噴霧インフルエンザ弱毒生ワクチンに関する技術
(第一三共Inc.)		
Genzyme Corporation	アメリカ	高コレステロール血症治療剤「ウェルコール」に関する技術
(アメリカン・リージェントInc.)		
Vifor (International) Inc.	スイス	貧血治療剤「ヴェノファー」及び「インジェクタファー」に関する技術

b 技術導出

相手先	国名	技術内容
(第一三共株式会社)		
AnHeart Therapeutics Inc.	アメリカ	ROS1/NTRK阻害剤「DS-6051」に関する技術
Boston Pharmaceuticals Inc.	アメリカ	選択的RETキナーゼ阻害剤「DS-5010」に関する技術
Eli Lilly and Company	アメリカ	抗血小板剤「プラスグレル」に関する技術
sanofi-aventis Deutschland GmbH	ドイツ	合成抗菌剤「レボフロキサシン」に関する技術
大熊製薬株式会社	韓国	高血圧症治療剤「オルメサルタン」に関する技術
参天製薬株式会社	日本	合成抗菌剤「レボフロキサシン」眼科用製剤に関する技術

c 販売契約等

相手先	国名	契約の内容
(第一三共株式会社)		
AstraZeneca AB	スウェーデン	同社のプロトンポンプ阻害剤「ネキシウム」の日本国内における独占販売及び共同販促
AstraZeneca UK Limited	イギリス	抗がん剤「トラスツズマブ デルクステカン (DS-8201)」の全世界での共同開発及び販売提携
Cheplapharm Arzneimittel GmbH	ドイツ	同社の高血圧症治療剤「アーチスト」の日本国内における独占販売
Merz Pharmaceuticals GmbH	ドイツ	同社のアルツハイマー型認知症治療剤「メモリー」の日本国内における独占販売
Servier Canada inc.	カナダ	抗凝固剤「リクシアナ (エドキサバン)」のカナダにおける独占販売
UCB Biopharma Sprl	ベルギー	同社のてんかん治療薬「ビムパット」の日本国内における独占販売及び共同販促
キッセイ薬品工業株式会社	日本	同社の排尿障害治療剤「ユリーフ」の日本国内における共同販売
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の血糖降下剤「テネリア」の日本国内における独占販売及び共同販促
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の血糖降下剤「カナグル」の日本国内における共同販促
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の2型糖尿病治療用配合剤「カナリア」の日本国内における独占販売及び共同販促
(第一三共Inc.)		
AstraZeneca UK Limited	イギリス	同社のオピオイド(麻薬性鎮痛薬)誘発性便秘薬「モバンティック」の米国内における共同販促
(アメリカン・リージェントInc.)		
Fresenius USA Manufacturing, Inc.	アメリカ	同社の透析患者向け貧血治療剤「ヴェノファー」のアメリカ国内における独占販売
(第一三共ヨーロッパGmbH)		
Esperion Therapeutics, Inc.	アメリカ	高コレステロール血症治療剤「ベムペド酸」の欧州における独占販売
Menarini International Operations Luxembourg S.A.	ルクセンブルク	高血圧症治療剤「オルメテック」の欧州における共同販売
(第一三共ノーザンヨーロッパGmbH)		
Merck and Company, Incorporated	アメリカ	抗凝固剤「リクシアナ」の欧州における独占販売

(8) 主要な営業所、工場及び研究所 (2020年3月31日現在)

① 当 社

本 社：東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

支 店：札幌支店 (北海道)、東北支店 (宮城県)、東京支店 (東京都)、千葉支店 (千葉県)、
埼玉支店 (埼玉県)、横浜支店 (神奈川県)、関東支店 (東京都)、東海支店 (愛知県)、
京都支店 (京都府)、大阪支店 (大阪府)、神戸支店 (兵庫県)、中国支店 (広島県)、
四国支店 (香川県)、九州支店 (福岡県)

研究所：品川研究開発センター (東京都)、葛西研究開発センター (東京都)、
館林バイオ医薬センター (群馬県)、製薬技術本部平塚拠点 (神奈川県)

② 子会社

a 国内

第一三共エスファ株式会社	東京都中央区
第一三共ヘルスケア株式会社	東京都中央区
第一三共プロファーマ株式会社	本 社 東京都中央区
	工 場 平塚工場 (神奈川県)
第一三共ケミカルファーマ株式会社	本 社 東京都中央区
	工 場 小名浜工場 (福島県)、 館林工場 (群馬県)、 小田原工場 (神奈川県)
第一三共バイオテック株式会社	埼玉県北本市
第一三共RDノバーレ株式会社	東京都江戸川区
第一三共ビジネスアソシエ株式会社	東京都中央区
第一三共ハピネス株式会社	神奈川県平塚市

b 海外

第一三共Inc.	米国 ニュージャージー州バスキング・リッジ
アメリカン・リージェントInc.	米国 ニューヨーク州シャーリー
第一三共ヨーロッパGmbH	ドイツ ミュンヘン

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数		前期末比増減
15,348名		461名増
日 本	8,754名	111名減
北 米	2,380名	208名増
欧 州	1,953名	175名増
その他	2,261名	189名増

注) 従業員数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	80,000百万円
日本生命保険相互会社	1,000百万円

注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行他38行からの協調融資によるものです。

(11) 訴訟について

① 米国におけるオルメサルタン製造物責任訴訟

- ・当社、第一三共Inc.及び第一三共U.S.ホールディングスInc.並びにAllergan Sales, LLC (旧Forest Laboratories, LLC) 及びその関係会社は、オルメサルタンメドキシソミルを含有する製剤 (米国製品名「ベニカー」等) の服用により、スプルー様腸疾患 (重症下痢等を主な症状とする疾患) 等が発現したと主張する方々から、米国連邦裁判所及び州裁判所において複数の訴訟を提起されておりましたが、2017年8月1日に原告側と和解契約を締結し、2018年3月30日に和解内容を一部変更する契約を締結しました。
- ・本和解契約は、本訴訟における原告及び一定の基準を満たす未提訴者の97%以上が和解への参加を表明したことから2018年6月に有効となり、2019年12月に和解金358百万米ドルの支払が全て完了いたしました。そのうち、353百万米ドルは当社グループに対する製造物責任訴訟を補償範囲としている複数の保険契約から支払われております。

② Seattle Genetics, Inc. との ADC 技術に関する訴訟

- ・2019年11月5日付プレスリリースで公表のとおり、当社は、過去に実施したSeattle Genetics, Inc.とのADCの共同研究に関して、当社ADCに関する特定の知的財産権の帰属について同社から異議の通知を受けたことから、デラウェア州連邦地方裁判所に同社を被告として確認訴訟を提起しました。
- ・当社は、当該知的財産権が専ら当社に帰属することを判決で明らかにすることを裁判所に求めています。

2 株式に関する事項

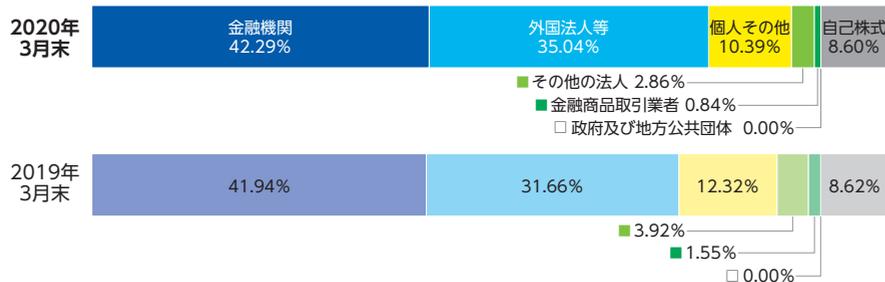
(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 2,800,000,000株
- ② 発行済株式の総数 709,011,343株 (自己株式60,943,592株を含む)
- ③ 株主数 66,625名 (対前期末比7,648名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	67,527	10.42
JP MORGAN CHASE BANK 385632	64,833	10.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	55,185	8.52
日本生命保険相互会社	35,776	5.52
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	23,873	3.68
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	14,402	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	13,527	2.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,047	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	11,657	1.80
株式会社静岡銀行	11,390	1.76

注1) 当社は、自己株式を60,943,592株保有しておりますが、上記大株主の対象から除外しております。
 2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有者別持株比率



5 その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年4月27日開催の取締役会において、2020年9月30日を基準日、同年10月1日を効力発生日として、基準日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。また、上記の株式分割に伴い、同日の取締役会において、同年10月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を28億株から84億株とする定款変更を決議いたしました。

ご参考 株式分割及び定款の一部変更について

投資単位あたりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図るため、株式分割を決定

- ▶ 株式分割比率 1:3
- ▶ 基準日 2020年9月30日
- ▶ 効力発生日 2020年10月1日

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>84億株</u> とする。

- ▶ 効力発生日 2020年10月1日

3 コーポレートガバナンスに関する事項

(1) コーポレートガバナンスに関する体制

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレートガバナンス体制の構築を重視しております。

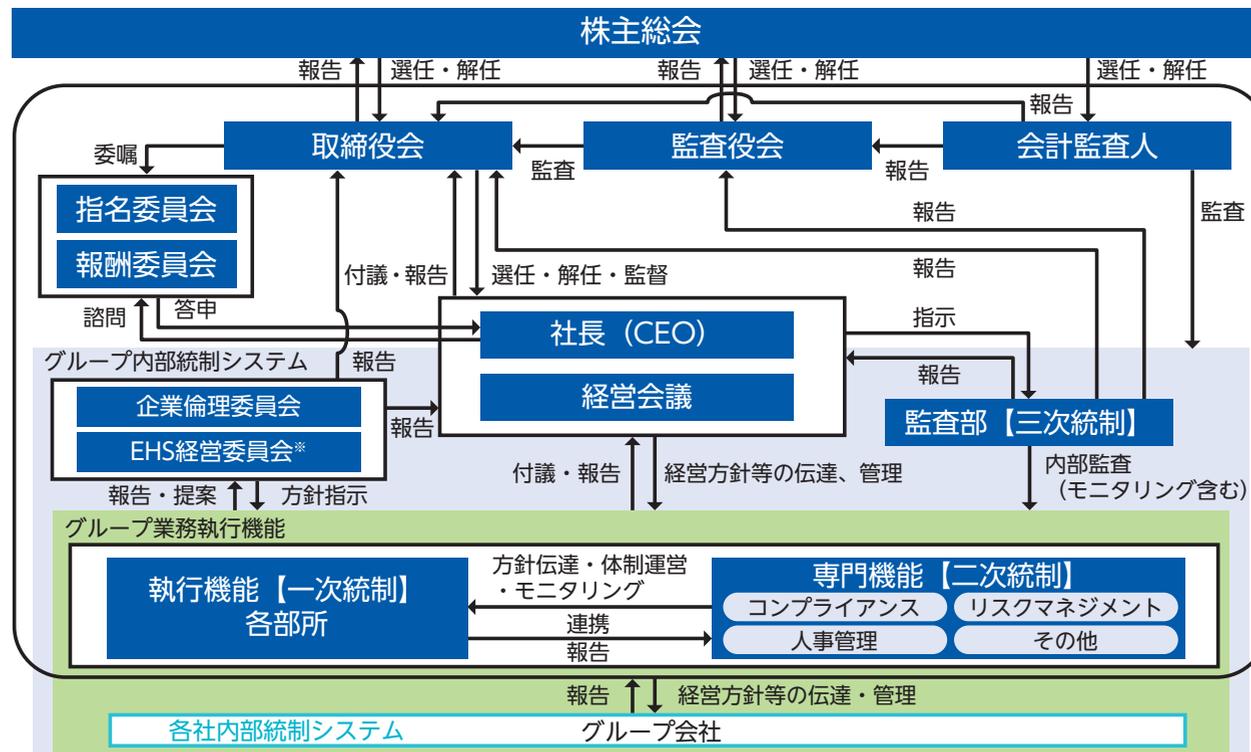
① コーポレートガバナンス体制

- a. 取締役の経営責任の明確化と経営と執行に対する監督機能の強化を目的として、取締役の任期を1年と定め、取締役9名中4名を社外取締役とする体制としております。
- b. 経営の透明性確保を目的として、取締役及び執行役員候補者選定及び報酬等については、任意の組織として設置した指名委員会及び報酬委員会において審議しております。

両委員会は、社外取締役4名で構成され、社外監査役1名がオブザーバーとして参加しております。

- c. 経営の適法性及び健全性を監査する目的で、監査役制度を採用し、社外監査役3名を含む監査役5名により構成される監査役会を設置しております。
- d. 社外役員の独立性判断に関する具体的基準及び取締役・監査役の職務遂行にあたっての基本事項を定めております。
- e. 執行役員制度を採用することにより、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行に資する体制としております。
- f. 業務の有効性及び効率性確保、財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全を目的として、執行機能を担う各組織によるセルフモニタリング（一次統制）、コーポレート組織による各組織への方針展開とモニタリング（二次統制）、監査部によるモニタリングを含む内部監査（三次統制）による内部統制システムを構築しております。

コーポレートガバナンス体制図



※EHS経営委員会：Environment、Health、Safety

② 各委員会の構成・機能

a 指名委員会

委員長：社外取締役 宇治則孝氏

委員：社外取締役 福井次矢氏、釜 和明氏、野原佐和子氏

オブザーバー：社外監査役 樋口建史氏

- ・取締役会の委嘱により、取締役及び執行役員を選定等について必要な審議を行い、もって経営の透明性の向上に資することを目的に設置しています。
- ・2019年度は、4月、5月、9月、10月、11月、12月及び1月の計7回開催し、取締役・監査役・執行役員候補者選定、社長・CEO後継者計画、グループ会社役員候補者、改訂コーポレートガバナンス・コードに基づく取締役会の多様性等について審議いたしました。

b 報酬委員会

委員長：社外取締役 釜 和明氏

委員：社外取締役 宇治則孝氏、福井次矢氏、野原佐和子氏

オブザーバー：社外監査役 泉本小夜子氏

- ・取締役会の委嘱により、取締役及び執行役員の報酬の方針等について必要な審議を行い、もって経営の透明性の向上に資することを目的に設置しています。
- ・2019年度は、4月、5月、10月、12月、1月、2月及び3月（2回）の計8回開催し、取締役・執行役員賞与の支給額並びに算定基準、譲渡制限付株式の割当、役員報酬水準の検証、役員報酬制度の改定等について審議いたしました。

c 企業倫理委員会

委員長：コンプライアンス・オフィサー（総務本部長）

委員：委員長が指名した社内委員11名の他に、委員会の透明性、信頼性を確保するために社外弁護士1名を加えて12名で構成

オブザーバー：常勤監査役 渡邊亮一氏、佐藤賢治氏及び監査部長

- ・国内外の法令及び企業倫理を遵守し、企業の社会的責任を果たす経営を推進するために設置しております。
- ・2019年度は、7月及び2月の計2回開催し、製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン及び第一三共グループ企業行動憲章の改正等の環境変化を踏まえたコンプライアンス行動基準の改正、第一三共グループ個人行動原則の廃止と第一三共グループ個人行動規範の新設、及び2020年度活動計画（コンプライアンスに係る啓発、教育、モニタリング、調査及び規程の改正他）等について審議いたしました。

d EHS経営委員会

委員長：EHS経営最高責任者（総務本部長）

委員：委員長が指名したグループ会社を含む14名で構成

オブザーバー：常勤監査役 渡邊亮一氏、佐藤賢治氏

- ・第一三共グループの企業活動全般において、環境の保全と健康と安全の確保に努め、持続可能な社会に貢献すると同時に、リスクが発生する可能性の高い環境

(Environment)、健康 (Health)、安全 (Safety) マネジメントを一体的に運営、推進するために設置しております。

- ・2019年度は7月及び2月の計2回開催し、気候変動対策やTCFD*提言に対応した情報開示、労働災害削減目標や労働安全衛生マネジメントシステムの構築、グローバル健康施策などについて審議しました。

※ TCFD：Task force on Climate-related Financial Disclosuresの略。

主要国の中央銀行や金融規制当局などが参加する国際機関である金融安定理事会 (FSB) によって2015年12月に設立されたタスクフォース

(2) 役員、CEOの選任にあたっての方針と手続

- ・取締役候補者は、人格・識見に優れ、当社グループの企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
- ・取締役候補者は、経営方針等の継続性を尊重しつつも、経営環境の変化を見据えた適時的確な判断が行えるよう、就任期間や年齢等においても適切であることを要件としております。
- ・取締役候補者には、多様な視点に基づく決定機能の強化と、執行に対する監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役が含まれていることを要件としております。
- ・社外取締役候補者は、企業経営、医学・薬学、法律・行政、財務・会計等の分野において国内外にわたる専門知識・経験・識見に優れた人材であることを要件としております。
- ・取締役候補者の選定にあたっては、メンバーの過半数を社外取締役で構成する指名委員会において十分に審議された上で、取締役会において選定しております。
- ・監査役候補者は、職責を全うすることが可能か、代表取締役、取締役及び業務執行者からの独立性確保等、監査役としての適格性を慎重に検討しております。
- ・社外監査役候補者は、前記要件に加えて、独立性判断に関する具体的基準に照らして問題がないことを確認しております。
- ・監査役候補者の選定にあたっては、指名委員会において審議し、監査役会の同意を経て、取締役会において選定しております。
- ・候補者として選定された取締役及び監査役の選任については、株主総会に諮ることとしております。
- ・CEO候補者は、指名委員会において議論を重ねている後継者計画、資格要件定義等に基づき、選定しております。
- ・CEOの選任（再任を含む）にあたっては、指名委員会において十分に審議し、同委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定することとしております。

(3) 取締役、CEOの解任にあたっての方針と手続

- ・取締役が会社法及び取締役規程に定める資格・職務遂行要件等を満たさない場合、取締役の解任要件に該当すると判断し、当該取締役の解任について、指名委員会及び取締役会における審議を経て、株主総会に諮ることとしております。
- ・CEOの解任については、会社法及びCEO資格要件定義、職務遂行要件等に照らし合わせて判断し、選任同様、指名委員会において十分に審議し、同委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定することとしております。

(4) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当等	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
中山 讓 治	代表取締役会長		
眞 鍋 淳	代表取締役社長兼 CEO社長執行役員		
齋 寿 明	代表取締役副社長兼CFO 副社長執行役員 経営戦略本部長		
東 條 俊 明	取締役専務執行役員 ワクチン事業管掌兼信頼 性保証管掌	第一三共バイオテック株式会社取締役会長	連結子会社
木 村 悟	取締役専務執行役員 医薬営業本部長		
宇 治 則 孝	社外取締役  	横河電機株式会社社外取締役	重要な取引関係なし
		公益社団法人企業情報化協会名誉会長	
		一般社団法人日本テレワーク協会名誉会長	
福 井 次 矢	社外取締役  	国際大学グローバル・コミュニケーション・ センター客員教授	重要な取引関係なし
		聖路加国際大学学長	
		聖路加国際病院院長	
		一般社団法人日本病院会常任理事	
釜 和 明	社外取締役  	特定非営利活動法人日本医学図書館協会会長	重要な取引関係なし
		株式会社IHI相談役	
		住友生命保険相互会社社外取締役	
野 原 佐 和 子	社外取締役  	株式会社東京証券取引所社外監査役	重要な取引関係なし
		株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長	
		SOMPOホールディングス株式会社社外取締役	
		株式会社ゆうちょ銀行社外取締役	
渡 邊 亮 一	常勤監査役		
佐 藤 賢 治	常勤監査役		
泉 本 小 夜 子	社外監査役  	東京ガス株式会社社外監査役	重要な取引関係なし
		フロイント産業株式会社社外監査役	
樋 口 建 史	社外監査役  	株式会社日立物流社外取締役	重要な取引関係なし
		損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 顧問	
		三浦工業株式会社社外取締役	
今 津 幸 子	社外監査役  	内閣府外局 カジノ管理委員会委員	重要な取引関係なし
		アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士 公益財団法人石橋財団理事	

- 注1) 当社の役員は、取締役9名、監査役5名の計14名で構成されております。
(うち、女性役員3名、女性役員比率 21.4%)
- 2) 上記において、社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3) 当社は、社外取締役の宇治則孝氏、福井次矢氏、釜和明氏及び野原佐和子氏、並びに社外監査役の泉本小夜子氏、樋口建史氏及び今津幸子氏の社外役員全員を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。
- 4) 常勤監査役の渡邊亮一氏は、財務経理部長等を歴任し、監査役として財務及び会計に関する相当程度の知識・経験を有するものであります。
- 5) 社外監査役の泉本小夜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6) 当期に辞任した会社役員又は解任された会社役員はおりません。
- なお、取締役の藤本克己氏、社外取締役の戸田博史氏及び立直樹氏並びに監査役の春山英幸氏及び渡辺一幸氏は、2019年6月17日の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。

⑤ 社外役員 の 状況

① 社外役員 の 重要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係 (2020年3月31日現在)

各社外役員 の 重要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係 は、前 記 (4) 「取 締 役 及 び 監 査 役 の 状 況」 に 記 載 の と お り で す。

② 当 期 に お け る 主 な 活 動 状 況

氏 名	地 位	出 席 回 数	主 な 活 動 状 況
宇 治 則 孝	社 外 取 締 役	[取 締 役 会] 13/13回 (100%)	情 報 通 信 分 野 に 関 す る 専 門 知 識 や 会 社 経 営 者 と し て の 経 験 に 基 づ く 企 業 経 営 全 般 に 関 す る 識 見 か ら、必 要 又 は 有 益 な 発 言 を 適 宜 行 っ て お り ま す。ま た、指 名 委 員 会 委 員 長 及 び 報 酬 委 員 会 委 員 を 務 め て お り ま す。
福 井 次 矢	社 外 取 締 役	[取 締 役 会] 13/13回 (100%)	医 学 者 と し て の 専 門 知 識 と 識 見 か ら、必 要 又 は 有 益 な 発 言 を 適 宜 行 っ て お り ま す。ま た、指 名 委 員 会 委 員 及 び 報 酬 委 員 会 委 員 を 務 め て お り ま す。
釜 和 明	社 外 取 締 役	[取 締 役 会] 10/10回 (100%)	総 合 重 工 業 メー カ ー に お け る 会 社 経 営 者 と し て の 経 験 に 基 づ く 企 業 経 営 全 般 に 関 す る 識 見 及 び 財 務 に 関 す る 専 門 知 識 か ら、必 要 又 は 有 益 な 発 言 を 適 宜 行 っ て お り ま す。ま た、報 酬 委 員 会 委 員 長 及 び 指 名 委 員 会 委 員 を 務 め て お り ま す。
野 原 佐 和 子	社 外 取 締 役	[取 締 役 会] 10/10回 (100%)	IT・事 業 戦 略・マ ー ケ ティ ン グ 戦 略 に 関 わ る 専 門 知 識 や 会 社 経 営 者 と し て の 経 験 に 基 づ く 企 業 経 営 全 般 に 関 す る 専 門 知 識 か ら、必 要 又 は 有 益 な 発 言 を 適 宜 行 っ て お り ま す。ま た、指 名 委 員 会 委 員 及 び 報 酬 委 員 会 委 員 を 務 め て お り ま す。
泉 本 小 夜 子	社 外 監 査 役	[取 締 役 会] 13/13回 (100%) [監 査 役 会] 13/13回 (100%)	公 認 会 計 士 と し て の 豊 富 な 経 験 に 基 づ く 専 門 知 識 と 識 見 か ら、必 要 又 は 有 益 な 発 言 を 適 宜 行 っ て お り ま す。
樋 口 建 史	社 外 監 査 役	[取 締 役 会] 13/13回 (100%) [監 査 役 会] 13/13回 (100%)	行 政 機 関 等 で の 経 験 に 基 づ く 専 門 知 識 と 識 見 か ら、必 要 又 は 有 益 な 発 言 を 適 宜 行 っ て お り ま す。
今 津 幸 子	社 外 監 査 役	[取 締 役 会] 13/13回 (100%) [監 査 役 会] 13/13回 (100%)	弁 護 士 と し て の 豊 富 な 経 験 に 基 づ く 専 門 知 識 と 識 見 か ら、必 要 又 は 有 益 な 発 言 を 適 宜 行 っ て お り ま す。

注) 釜 和 明 氏 及 び 野 原 佐 和 子 氏 の 取 締 役 会 の 出 席 回 数 は、当 事 業 年 度 に 開 催 さ れ た 取 締 役 会 の うち、2019年6月17日 の 就 任 後 に 開 催 さ れ た も の の み を 対 象 と し て お り ま す。

③ 責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要

当 社 は、社 外 取 締 役 の 宇 治 則 孝 氏、福 井 次 矢 氏、釜 和 明 氏 及 び 野 原 佐 和 子 氏、並 び に、社 外 監 査 役 の 泉 本 小 夜 子 氏、樋 口 建 史 氏 及 び 今 津 幸 子 氏 と の 間 で、そ れ ぞ れ、会 社 法 第 423条 第 1項 の 賠 償 責 任 に つ い て、法 令 に 定 め る 要 件 に 該 当 す る 場 合 に は 定 款 に 基 づ き 賠 償 責 任 を 限 定 す る 契 約 (責 任 限 定 契 約) を 締 結 し て お り ま す。当 該 契 約 に 基 づ く 賠 償 責 任 の 限 度 額 は 法 令 に 定 め る 最 低 責 任 限 度 額 で す。

⑥ 役 員 の 報 酬 等 の 額 又 は そ の 算 定 方 法 の 決 定 に 関 す る 方 針 の 内 容 及 び 決 定 方 法

① 役 員 報 酬 の 基 本 設 計

- 取 締 役 の 報 酬 (社 外 取 締 役 を 除 く) は、企 業 価 値 の 最 大 化 に 寄 与 す る 報 酬 設 計 と し て お り ま す。具 体 的 に は、固 定 報 酬 で あ る 基 本 報 酬 の ほ か に 変 動 報 酬 と し て 短 期 イ ン セ ン ティ ブ と な る 業 績 連 動 賞 与 及 び 長 期 イ ン セ ン ティ ブ と な る 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 を 採 用 し て お り ま す。
- 短 期 イ ン セ ン ティ ブ と な る 業 績 連 動 賞 与 の 算 定 に あ た っ て は、企 業 価 値 の 最 大 化 と の 相 関 が 高 い 指 標 と し て、事 業 規 模 を 表 す 「売 上 収 益」 及 び 事 業 活 動 の 効 率 性 を 示 す 「売 上 収 益 営 業 利 益 率」と、企 業 活 動 の 最 終 的 な 成 果 で あ る 「親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益」 を 採 用 し、こ れ ら 指 標 に 連 動 さ せ て 決 定 し て お り ま す。
- 長 期 イ ン セ ン ティ ブ と な る 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 は、原 則 と し て 毎 年、3～5年 間 の 譲 渡 制 限 が 付 さ れ た 当 社 株 式 を 付 与 す る も の で す。取 締 役 が 当 社 株 式 を 継 続 し て 保 有 す る こ と に よ り、取 締 役 に 対 し て 当 社 の 企 業 価 値 の 持 続 的 な 向 上 を 図 る イ ン セ ン ティ ブ を 与 え る と と も に、株 主 の 皆 様 と の 一 層 の 価 値 共 有 を 進 め る こ と を 目 的 と し て い ま す。
- 企 業 価 値 の 一 層 の 向 上 へ の イ ン セ ン ティ ブ を 強 化 す る た め、変 動 報 酬 額 を 増 や し 変 動 報 酬 比 率 を 高 め て い く こ と 等 を、2019年 度 を 通 じ て 報 酬 委 員 会 に て 議 論 し て ま い り ま し た。第 5期 中 期 経 営 計 画 (2021年 度～) に あ わ せ て、中 期 経 営 計 画 の 対 象 期 間 の 業 績 達 成 度 に 応 じ た 業 績 連 動 株 式 報 酬 の 導 入 等 を 含 め て、役 員 報 酬 の 改 定 に つ い て 更 に 検 討 し て ま い り ま す。
- 社 外 取 締 役 及 び 社 内 外 監 査 役 に つ い て は、経 営 の 監 督 機 能 を 十 分 に 機 能 さ せ る た め、短 期 及 び 長 期 イ ン セ ン ティ ブ を 設 け ず、基 本 報 酬 の み と し て お り ま す。
- 報 酬 等 の 水 準 は、外 部 専 門 機 関 の 調 査 に よ る 他 社 水 準 を 参 考 に、産 業 界 の 中 上 位 水 準 を 志 向 し て 設 定 し て お り ま す。

② 役 員 報 酬 の 決 定 手 続

- 取 締 役 基 本 報 酬 は 1事 業 年 度 4億 5千 万 円 を 上 限 と し て、ま た、取 締 役 へ の 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 付 与 総 額 は 1事 業 年 度 1億 4千 万 円 を 上 限 と し て、そ れ ぞ れ 株 主 総 会 に お い て 承 認 い た だ い て お り ま す。業 績 連 動 賞 与 に つ い て は、当 該 事 業 年 度 に 関 わ る 株 主 総 会 に お い て 承 認 を い た だ い て お り ま す。
- 固 定 報 酬 で あ る 基 本 報 酬 の み と な る 監 査 役 報 酬 は、1事 業 年 度 1億 2千 万 円 を 上 限 と し て、株 主 総 会 に お い て 承 認 い た だ い て お り ま す。
- 取 締 役 及 び 執 行 役 員 の 報 酬 制 度・基 準 の 設 定、役 位 毎 の 報 酬 水 準 の 検 証 と 見 直 し、業 績 連 動 賞 与 結 果 の 確 認 及 び 譲 渡 制 限 付 株 式 の 割 当 に つ い て は、社 外 取 締 役 4名 が 委 員 を 務 め、社 外 監 査 役 1名 が オ ブ ザ ー バ ー と し て 参 加 し て い る 報 酬 委 員 会 に お い て 十 分 に 審 議 し て お り ま す。

(7) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 支給額 (百万円)	役員報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	623	313	202	108	6
監査役 (社外監査役を除く)	75	75	—	—	4
社外取締役	60	60	—	—	6
社外監査役	45	45	—	—	3

- 注1) 取締役 (社外取締役を除く)、社外取締役並びに監査役 (社外監査役を除く) の報酬等の額及び員数には、2019年6月17日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名、社外取締役2名、監査役2名の分が含まれております。
- 2) 2005年6月29日開催の (旧) 三共株式会社の第151回定時株主総会及び (旧) 第一製薬株式会社の第127回定時株主総会における株式移転による完全親会社設立の件において承認された取締役の報酬総額 (使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。) は1事業年度4億5千万円以内、監査役の報酬総額は1事業年度1億2千万円以内です。
- 3) 上記の「業績連動賞与」は、上記の「基本報酬」とは別に、当社第15回定時株主総会に付議予定の「取締役に対する賞与支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定の額です。
- 4) 上記の「譲渡制限付株式報酬」は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。この譲渡制限付株式報酬は、上記2) の報酬総額に係る決議とは別に、2017年6月19日開催の第12回定時株主総会において1事業年度1億4千万円を上限額として承認されたものです。

(8) 内部統制体制

① 内部統制体制構築の基本方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、2017年3月31日の取締役会において、当該体制構築の基本方針を下記のとおり決議しております。なお、同基本方針においては、一部のグローバルポリシーについて、名称表記統一基準に基づいた名称変更を反映しております (2020年4月1日変更)。

a 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役員及び従業員の行動規範として第一三共グループ企業行動憲章、第一三共グループ個人行動規範等を定めるとともに、社外専門家を含む会議体を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
- ロ. 経営に対する監督機能の強化・充実のため、社外取締役を置く。
- ハ. 監査役は、取締役の職務執行、意思決定の過程及び内容並びに内部統制体制の整備及び運用状況を監査する。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 情報セキュリティ体制を整備し、法令及び社内諸規程に基づき、取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 社内諸規程を定め、リスクマネジメント体制を整備する。
- ロ. 監査部は、上記体制の運営状況を監査する。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 最高経営責任者 (Chief Executive Officer : 以下CEO) が戦略的な意思決定を行うことを目的として、社外取締役を除く取締役及びCEOの指名する主要な地域・法人・機能の責任者をもって経営会議を構成し、重要事項を審議する。また意思決定手段の一つとして決裁制度を設ける。
- ロ. 意思決定と職務執行の迅速性を考慮し、執行役員制度を導入する。

e 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役員及び従業員の行動規範として第一三共グループ企業行動憲章、第一三共グループ個人行動規範等を定めるとともに、社外専門家を含む会議体を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
- ロ. 「第一三共グループグローバルマネジメント規程」に従いCEOの命を受けた主要な地域・法人・機能の責任者及び「組織管理規程」に従い社長の命を受けた部長等が主管業務を掌理し、所属員の監督、管理及び指導を行う。
- ハ. 人事管理及びリスクマネジメント等の体制整備に係るそれぞれの専門機能が、各部所への方針伝達と管理、指導を行う。

二. 監査部は、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況について、内部監査を実施する。

f 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、「第一三共グループグローバルマネジメント規程」及び「内部統制システムの整備規程」を定め、第一三共グループの経営管理体制を明確にするとともに、グループ会社に対し、経営方針等を伝達し、また、グループ会社の取締役等から経営・業績等に関する報告を受ける体制を整備する。
- ロ. 当社は、「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の責任と権限を明確化する。
- ハ. 当社は、「第一三共グループリスクマネジメント推進規程」を定め、第一三共グループのリスクマネジメント体制を整備する。
- 二. 当社は、第一三共グループ個人行動規範等を定め、グループ会社に展開するとともに、第一三共グループのコンプライアンス推進体制を整備し、グループ会社に周知徹底する。
- ホ. 当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、適切に運用することにより、第一三共グループの財務報告の信頼性を確保する。
- ヘ. 当社は、「内部監査規程」を定め、グループ会社に対し、内部監査を実施する。

g 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- イ. 当社の監査役は、その職務を補助する専任スタッフを置く。

h 前記g.の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 当社の監査役は、専任スタッフは、取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
- ロ. 当社の監査役は、専任スタッフの人事異動、人事評価等については、予め監査役会の同意を必要とする。

i 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社は、当社の取締役が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する体制を整備する。
- ロ. 当社の監査役は、当社の役員及び従業員並びにグループ会社の役員及び従業員等から業務執行状況等の報告を受けるものとする。
- ハ. 当社の監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席する。
- 二. 決裁の経路や内容を検証するため、決裁書の通知先に監査役を常設する。

j その他当社の監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- イ. 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認や監査上の重要課題等についての意見交換を行う。
- ロ. 当社の監査役は、グループ会社の監査役等と相互に情報を交換し、緊密な連携を保つ。
- ハ. 当社の監査役は、外部監査人及び監査部と連携し、意見交換等を行う。
- 二. 当社は、前記ロ.に基づき報告を行った者及び第一三共グループ個人行動規範等に基づき報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。
- ホ. 当社は、監査役は、その職務の執行について生じる費用を負担する。

k 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

- イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、第一三共グループ企業行動憲章等において、反社会的勢力及び団体とは関係遮断を徹底することを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

② 内部統制体制の運用状況の概要

リスク管理に関する事項

- ・当社グループでは、リスクを「組織の目的・目標の達成を阻害する可能性を有し、かつ事前に想定し得る要因」と定義し、企業活動に潜在するリスクへの適切な対応を行うとともに、リスクの顕在化によってもたらされる影響を合理的に管理し、人・社会・企業の損失を最低限に留めるべく、リスクマネジメントを推進しております。
- ・推進にあたっては、最高財務責任者（CFO）がリスクマネジメント推進責任者として当社グループ全体のリスクマネジメントを統括し、リスクマネジメントの啓発推進、リスクマネジメント体制の運営を行っております。企業経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、取締役会及び経営会議等を通じて、リスクの特定及び定期的な把握・評価を行い、部門責任者がリスクマネジメント推進責任者と連携して対策を講じることで、リスク顕在化の未然防止に努めております。
- ・リスクマネジメントの一環として、災害発生に備えた事前及び発生時の対応を示す事業継続計画（BCP）や緊急時のクライシス対応を示す手順書等を定めております。

コンプライアンスに関する事項

- ・コンプライアンス推進状況については、毎年、代表取締役及び企業倫理委員会（社外弁護士を含む。以下同じ）に報告されており、課題がある場合には、解決に向けた対策の実施について提言する体制を構築しております。
- ・当社では法務部及び社外弁護士事務所に、国内グループ会社の従業員及び取引先等も利用可能なホットラインを設けております。海外グループ会社においても同様のホットラインを設けております。重大なコンプライアンス違反があった場合には、企業倫理委員会等に報告する体制を整えております。
- ・当社では、2018年度、厚生労働省から公表された「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」に対応するため、従来の「第一三共医療用医薬品プロモーションコード」を廃止し、当社及び国内グループ会社の、医療機関等及び医療関係者等に接する機会のあるすべての社員を対象とする、基本的な遵守事項を定めた一般規程「医療用医薬品プロモーション活動規程」及び運用基準を定めた細則「医療用医薬品プロモーションコード」を2019年10月に制定しております。
- ・「グローバルマネジメント規程」「組織管理規程」等に従い、CEOの命を受けた主要な地域・法人・機能の責任者及び部所長が所属員の監督、管理及び指導を行っており、その状況については経営会議・業績会議等を通じて適宜経営陣に報告されております。

子会社管理に関する事項

- ・当社は、経営会議、業績会議等を通じて、定期的にグループ会社へ方針を伝達し、グループ会社から経営・業績等に関する報告を得ております。なお、国内グループ会社は、2015年5月施行の改正会社法及び当社の内部統制体制構築の基本方針の改正を踏まえ、各社の取締役会において基本方針の改正を決議しております。
- ・グローバルなコンプライアンス体制の実効性を確保するため、企業倫理委員会の諮

問機関として海外子会社のコンプライアンス・オフィサー等をメンバーとする「グローバル・コンプライアンス諮問委員会」を設置しております。また、国内外の各グループ会社においても、当社と同様のホットラインを設けております。なお、グループ会社のコンプライアンスの推進状況は、適宜、代表取締役及び企業倫理委員会に報告されております。

内部監査部門の監査に関する事項

- ・当社は、業務執行部門から独立した内部監査部門として、公認内部監査人等一定数の専門資格を有するスタッフからなる監査部を設置しており、公正かつ独立した立場でのモニタリング並びに経営へのリスク・課題の報告を行うことで、有効な内部統制を確保する体制としております。
- ・内部監査は、経営目標の効果的な達成に貢献することを目的とし、業務の有効性・効率性及びコンプライアンス等の観点から監査対象組織の業務諸活動を評価し、その結果をCEO及び取締役会等に報告しております。
- ・当社の監査は、グループ会社を含む全組織の網羅的監査を基本とし、監査部によるリスク評価、経営によるリスク認識、監査のインターバル等に基づいて監査先及び監査内容を決定し、組織別監査や課題別組織横断的監査を実施しております。
- ・監査部は、監査組織を有するグループ会社から監査結果報告を受けており、グループとしてのリスク・課題を把握しております。
- ・監査部では、継続的に監査品質の自己評価を行うとともに、定期的に外部専門機関による監査品質評価を受けるなどして監査の質的向上を図っております。

監査役の監査に関する事項

- ・当社の取締役及び従業員、並びにグループ会社の役員及び従業員は、当社の監査役に業務執行状況の報告を適時実施しており、また当社の取締役等が当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する体制を整備しております。
- ・当社の監査役は、重要な会議への出席及び重要書類の閲覧を行うとともに、当社の代表取締役をはじめとする取締役との会合を定期的実施しております。また当社の内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を保ち、監査役の監査が実効的に行われる体制を確保しております。
- ・当社の常勤監査役は、主要な国内グループ会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会及び経営会議に出席するなど、内部統制体制の構築・運用状況を確認しております。
- ・当社は、監査役の監査機能強化を更に図るため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務を補助しております。

⑨ 株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

- ・当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合、それに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるものと考えており、経営権の異動を通じた企業活動の活性化等の意義を否定するものではありません。したがって、当社は買収防衛策を予め定めておりません。
- ・しかし、一般に高値売抜け等の不当な目的による企業買収の提案があり、それが当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資さない場合には、当社としてその提案に対抗することは当然の責務と認識しております。そのため、当社は株式取引や株主の異動状況を常に注視しており、実際に当社株式の大量取得を目的とした買付者が出現した場合には、社外の専門家を交えて買収提案の評価を行い、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、これに資さない場合には、個別の案件に応じた適切な対抗措置を講じてまいります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	210	11	210	5
連結子会社	59	—	52	—
計	269	11	262	5

注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

2) 監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等を確認し、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

- ・当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、英文決算短信等に係る助言業務等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ・監査役会は、当社「会計監査人评价基準」等に従い会計監査人を総合的に評価し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ・また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。
- ・なお、当社「会計監査人评价基準」は、会計監査人候補者については、法令等遵守体制、監査品質管理体制、監査実績、当社からの独立性、医薬品産業に関する知識と経験、グローバルな監査体制、監査報酬等の評価項目について、それぞれの妥当性を評価して選定し、会計監査人の再任・不再任を審議するに当たっては、これらのほか、監査役への報告や経営者とのコミュニケーションの状況、監査の実施状況等の評価項目について、それぞれの妥当性を評価することを定めております。

以上

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

科目	(ご参考) 第14期	第15期
● 資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	243,155	424,184
営業債権及びその他の債権	419,609	309,363
その他の金融資産	536,880	466,528
棚卸資産	176,067	173,362
その他の流動資産	15,471	10,546
小計	1,391,183	1,383,984
売却目的で保有する資産	2,000	134
流動資産合計	1,393,184	1,384,119
非流動資産		
有形固定資産	229,085	247,053
のれん	77,851	76,760
無形資産	169,472	172,499
持分法で会計処理されている投資	2,200	383
その他の金融資産	114,895	97,974
繰延税金資産	94,809	114,748
その他の非流動資産	6,551	12,079
非流動資産合計	694,866	721,499
資産合計	2,088,051	2,105,619

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位 百万円)

科目	(ご参考) 第14期	第15期
● 負債及び資本		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	312,660	270,867
社債及び借入金	40,000	40,389
その他の金融負債	530	9,490
未払法人所得税	10,451	9,937
引当金	7,837	5,367
その他の流動負債	12,715	15,019
小計	384,195	351,071
売却目的で保有する資産 に直接関連する負債	349	—
流動負債合計	384,544	351,071
非流動負債		
社債及び借入金	220,585	183,811
その他の金融負債	5,680	37,118
退職給付に係る負債	10,384	5,263
引当金	4,985	10,597
繰延税金負債	17,166	15,641
その他の非流動負債	195,000	195,840
非流動負債合計	453,802	448,273
負債合計	838,346	799,344
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	94,633	94,633
自己株式	△162,964	△162,519
その他の資本の構成要素	115,166	82,094
利益剰余金	1,152,806	1,241,600
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,249,642	1,305,809
非支配持分		
非支配持分	62	464
資本合計	1,249,705	1,306,274
負債及び資本合計	2,088,051	2,105,619

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	(ご参考) 第14期	第15期
売上収益	929,717	981,793
売上原価	364,605	343,206
売上総利益	565,112	638,586
販売費及び一般管理費	277,695	302,320
研究開発費	203,711	197,465
営業利益	83,705	138,800
金融収益	8,141	9,849
金融費用	5,910	7,813
持分法による投資損益	△105	327
税引前利益	85,831	141,164
法人所得税費用	△7,591	12,196
当期利益	93,422	128,967
当期利益の帰属		
親会社の所有者	93,409	129,074
非支配持分	12	△107

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

ご参考

連結包括利益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	(ご参考) 第14期	第15期
当期利益	93,422	128,967
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	60,976	△7,682
確定給付制度に係る再測定額	205	△4,272
その後純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	9,289	△15,409
税引後その他の包括利益	70,471	△27,364
当期包括利益	163,893	101,602
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	163,881	101,710
非支配持分	12	△107
当期包括利益	163,893	101,602

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	(ご参考) 第14期	第15期
●資産の部	(1,619,500)	(1,657,134)
I 流動資産	971,715	997,027
現金及び預金	458,102	531,371
受取手形	268	238
売掛金	318,513	238,138
有価証券	49,998	109,997
商品及び製品	73,151	64,896
原材料	16,535	26,207
前払費用	2,730	2,709
短期貸付金	1,158	4,482
未収入金	50,177	16,279
その他	3,259	4,844
貸倒引当金	△2,181	△2,138
II 固定資産	647,785	660,107
有形固定資産	85,045	81,375
建物及び構築物	62,242	59,047
機械装置	449	695
車両及び工具器具備品	6,499	6,607
土地	14,934	14,816
建設仮勘定	919	209
無形固定資産	18,479	27,246
特許権	467	405
ソフトウェア	1,499	2,734
その他	16,512	24,106
投資その他の資産	544,260	551,485
投資有価証券	78,305	49,619
関係会社株式	274,553	264,797
関係会社出資金	105,201	105,201
長期貸付金	13,913	15,888
前払年金費用	6,324	19,459
繰延税金資産	61,153	84,609
その他	4,970	12,069
貸倒引当金	△162	△162
合計	1,619,500	1,657,134

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位 百万円)

科目	(ご参考) 第14期	第15期
●負債の部	(661,819)	(651,637)
I 流動負債	293,465	314,717
買掛金	43,376	38,465
短期社債	40,000	20,000
短期借入金	—	69,160
未払金	85,063	70,493
未払費用	42,370	41,428
未払法人税等	1,140	2,809
未払消費税等	2,036	6,601
預り金	65,209	50,101
契約負債	10,171	11,084
環境対策引当金	91	198
その他	4,006	4,373
II 固定負債	368,353	336,920
社債	140,000	120,000
長期借入金	81,000	61,000
長期末払金	367	352
契約負債	143,746	144,687
事業再編引当金	470	110
環境対策引当金	—	8,000
その他	2,770	2,770
●純資産の部	(957,680)	(1,005,497)
I 株主資本	920,440	986,841
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	656,159	656,095
資本準備金	179,858	179,858
その他資本剰余金	476,301	476,237
利益剰余金	377,244	443,265
その他利益剰余金	377,244	443,265
固定資産圧縮積立金	6,662	5,568
繰越利益剰余金	370,582	437,696
自己株式	△162,964	△162,519
II 評価・換算差額等	35,434	17,044
その他有価証券評価差額金	35,434	17,044
III 新株予約権	1,805	1,611
合計	1,619,500	1,657,134

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	(ご参考) 第14期	第15期
売上高	625,046	664,909
売上原価	273,859	280,538
売上総利益	351,186	384,371
販売費及び一般管理費	343,297	368,283
営業利益	7,889	16,087
営業外収益	47,606	40,817
受取利息	176	624
有価証券利息	22	12
受取配当金	41,333	35,159
受取賃貸料	4,022	4,067
為替差益	819	—
その他	1,233	954
営業外費用	4,771	7,166
支払利息	664	793
社債利息	1,896	1,350
貸倒引当金繰入額	93	—
為替差損	—	2,693
賃貸収入原価	1,632	1,769
休止固定資産減価償却費	73	44
投資有価証券評価損	11	—
その他	399	514
経常利益	50,724	49,738
特別利益	22,372	62,857
固定資産売却益	8,125	15,865
投資有価証券売却益	10,647	14,526
関係会社株式売却益	—	32,408
事業再編引当金戻入額	2,365	—
その他	1,234	57
特別損失	25,669	9,527
固定資産処分損	1,002	847
環境対策引当金繰入額	91	8,198
関係会社取引価格調整金	19,771	—
関係会社株式評価損	4,738	—
その他	65	481
税引前当期純利益	47,427	103,068
法人税、住民税及び事業税	1,984	7,076
過年度法人税等	△53,846	—
法人税等調整額	△34,780	△15,382
当期純利益	134,069	111,374

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

第一三共株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚 敏弘	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山邊 道明	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江森 祐浩	㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一三共株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、第一三共株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

第一三共株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚 敏弘	㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山邊 道明	㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江森 祐浩	㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一三共株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して行った監査について、各監査役が作成した監査報告書を踏まえて審議した結果を、以下のとおりとりまとめたので報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、「監査役監査基準」及び「第15期（2020年3月期）監査役監査方針及び監査計画」等を定め、これに基づき各監査役が行った監査の状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた(1)の「監査役監査基準」等に従い、取締役、監査部その他部門の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けると共に、監査役会において、国内子会社監査役より前年度監査結果の報告を受けました。また、常勤監査役が主要な国内子会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会及び経営会議などに出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて説明を求め、内部統制体制の構築・運用状況を確認しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、その状況を監視し、検証しました。
 - ③ 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し、検証しました。

以上の方法に基づき行った監査を踏まえ、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

第一三共株式会社 監査役会

- | | | |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 渡邊 亮一 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 佐藤 賢治 | ㊟ |
| 社外監査役 | 泉本小夜子 | ㊟ |
| 社外監査役 | 樋口 建史 | ㊟ |
| 社外監査役 | 今津 幸子 | ㊟ |

以 上

株主様へのお願い

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から**株主様・ご家族様の安全を第一にお考えいただき、極力、インターネット等または書面により事前の議決権行使**をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。**

<ご来場される場合>



ご自身の体調を十分にご確認のうえ、**マスクの持参・着用**をお願い申し上げます。



発熱や体調不良がみとめられる方の入場はお断りする場合がございます。

**来場記念のお土産のご用意はございません。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。**

株主総会会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」

TEL (03) 3667-1111 (代表)

URL <https://www.rph.co.jp>

※会場には本総会専用の駐車場のご用意はございません。
※株主様以外の入場はお断りしております。ただし、介添者の入場については、事前にご相談ください。(03-6225-1125)



株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日

定時株主総会 毎年6月

単元株式数 100株

基準日 定時株主総会 3月31日

期末配当金 3月31日*1 中間配当金 9月30日*2

公告の方法 電子公告により行います。

<https://www.daiichisankyo.co.jp/ir/information/notification/>
(ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

※1 期末配当金は、株主総会決議に基づきお支払いいたします。

※2 中間配当金は、取締役会決議に基づき、12月上旬にお支払いいたします。

株式事務のご案内

株主名簿管理人・特別口座管理機関 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

郵便物送付先

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL **0120-232-711** (通話料無料) (受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く)

- 住所変更等の各種手続きについては、口座を開設されている証券会社等へお問合せください。
- 特別口座に記録された株式に関する手続きについては、証券会社ではなく上記の三菱UFJ信託銀行にお問合せください。
- 支払い期間経過後の配当金に関するお問合せは、上記の三菱UFJ信託銀行にお問合せください。



第一三共株式会社

お問合せ先

コーポレートコミュニケーション部 TEL 03-6225-1125

〒103-8426 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

<https://www.daiichisankyo.co.jp>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。